

日本オリエント学会だより

- 1) 第57回大会 2) 学会奨励賞 3) 作文コンクール 4) 顧問の選任 5) 新入会員
6) 会員消息
1) 第57回大会

期 日：2015年10月17日（土）～18日（日）

会 場：北海道大学人文・社会科学総合教育研究棟（W棟）

担 当：第57回大会実行委員会

委員長：太田敬子

委 員：岡田真弓， 亀谷学， 佐藤健太郎， 戸田聡， 守川知子

第1日 10月17日（土）

14：00～ 公開講演会

17：10～ 奨励賞授与式

18：00～ 懇親会

第2日 10月18日（日）

9：30～ 研究発表

参加者 192名

プログラム

第1日 第312回公開講演会 W棟203号室

「オリエント世界と一神教」

第1講演：山我哲雄（北星学園大学）「古代イスラエルにおける一神教と多神教」

第2講演：鎌田繁（東京大学）「一神教」としてのイスラーム」

コメント：宇都宮輝夫（北海道大学名誉教授）

第2日 研究発表 6部会

W棟：101, 102, 201, 202, 308, 309号室（口頭発表）

W棟：105号室（ポスター発表：コアタイム [12：30～13：00]）

研究発表者・題目

第1会場

1. バグマトフ カフィルカラ遺跡出土ソグド貨幣の銘文解読と年代
アリシュル
2. 吉田 豊 ソグド語の金石文：セミレチエ地区のトルコ人とソグド人
3. 影山 悦子 法隆寺・東大寺宝物に見られる「イラン文化」：エフタルとソグドの影響について
4. 津村真輝子 サーサーン式銀貨の後刻印にみられるシンボル
5. 齋藤 正憲 ネパール，カトマンズ近郊の土器づくり
6. 法貴 遊 アブラハム・マイモニデスの預言者像とスーフィズム
7. 井上 貴恵 ルーズビハーン・バクリー・シーラーズィーによるクルアーン解釈

8. 澤井 真 存在一性論における神名：イブン・アラビーとカーシャーニーの議論を中心に
 9. 山本 直輝 オスマン朝アラブの存在一性論学派による神学理解：ナーブルスィーのクラーニー批判を中心に

第2会場

1. 後藤 健・西藤 清秀・安倍 雅史・原田 怜・上杉 彰紀・堀岡 晴美
 バハレーン・ワーディー・アッ＝サイル考古学プロジェクト第1次調査の報告
 2. 藤井 純夫 アラビア半島の円塔墓文化：トール・グウィール、ワディ・グバイ遺跡群の調査から
 3. 足立 拓朗 サウジアラビア、タブーク州における初期遊牧民遺跡出土の貝製品について
 4. 堀岡 晴美 バハレーン出土カッシート期楔形文字粘土板
 5. 西藤 清秀 シリア・パルミラの葬送用胸像の制作：特に顔面部位の位置について
 6. 四角 隆二 イラン北部、鉄器時代移行期の冶金技術について：バイメタル剣の製作技法の検討
 7. 関廣 尚世 古代スーダンにおける鉄使用の始まりについて
 8. 上杉 彰紀 考古学からみた前2千年紀の南アジア：インダス文明の衰退に伴う社会変化の諸相
 9. 内記 理 ガンダーラ地方チャナカ・デリー遺跡の検討
 10. 土谷 遥子 ダレル渓谷本城 Raji-kot の伝説 Giyal 渓谷から Shego/Baro 渓谷への隠れ路 パキスタン北部地方「法頭の道」現地調査（2013 II）

第3会場

1. 安藤 五月 シュメール語王讃歌における王と神々の関係：ウルナンム・シュルギ・イシュメダガン
 2. 山田 重郎 古バビロニア時代タバトゥム（テル・タバン）の書記教育
 3. 渡辺 和子 「エサルハドン王位継承誓約文書」にみる編集作業とその意図
 4. 山本 孟 ヒットイト王女と諸外国の王との結婚について：結婚に関する表現の分析
 5. 土居 通正 キプロス島とクレタ島から亜ミケーネ期の年代を考える
 6. 和田浩一郎 古代エジプトの幼児・小児埋葬について
 7. 安岡 義文 古代エジプトの祠堂および祠堂型家具におけるモジュールの使用について
 8. 佐藤 育子 地中海におけるフェニキア人の活動：アシュテルテ崇拝を中心に
 9. 波部雄一郎 後期プトレマイオス朝下の南部エジプトにおける軍隊と宗教：王朝祭祀組合「バシルスタイ」の動向を中心に
 10. 江添 誠 地中海東岸のローマ属州におけるテュケー信仰

第4会場

1. 馬場 匡浩 古代エジプト国家形成期における食糧生産の専門化
 2. 高宮いづみ エジプト・アラブ共和国ヒエラコンポリス遺跡の集落における穀物加熱調理施設
 3. 竹野内恵太 エジプト原・初期王朝時代における石製容器副葬の階層規範
 4. 西本 直子・ベリパウトの2つの家形の箱（ポローニャ市立考古学博物館蔵・KS 1970 とダーラム大学東洋美術館蔵・EG 4572-N1460）
 西本 真一
 5. 肥後 時尚 古代エジプトの「コフィン・テキスト」におけるマアトの一側面
 6. 吉村 作治・エジプト・ダハシュール北遺跡第22次調査報告
 矢澤 健
 7. 河合 望 ネフェルネフェルウアテン王に関する再検討
 8. 菊地 敬夫 「太陽神への連祷」：王墓のテキストと神殿のテキスト
 9. 南澤 武蔵 エジプト、新王国時代のファイアンス製シャブティの製作について

第5会場

1. 深見奈緒子 ミフラーブにおけるランプ文様の変遷：西アジアからモルディブへ
2. 神田 惟 サファヴィー朝期ラスター彩陶再考：ハンブルク美術工芸博物館所蔵ラスター彩陶製墓 (Acc. no. 1960. 64) 碑文の検討
3. 手島 秀典 マムルーク朝末期の政権運営：スルターン・カーイトバーイ治世期の政府要職に関する考察
4. 吉村 武典 14世紀後半のマムルーク朝同時代史料：イブン・ハビーブ著『トルコ人の王朝における連なる真珠』写本をめぐって
5. 榮谷 温子 アラビア語古典文法における「警告 *tahdhīr*」の記述の変化
6. 立町 健悟 初期近世ペルシア語における過去分詞の変遷
7. 福永 浩一 王政期エジプトにおけるイスラーム復興運動の組織化の考察

第6会場

1. 岩本 佳子 オスマン帝国における奉公集団研究序説：バルカン半島のミュセッレムを中心に
2. 今野 毅 17世紀末におけるオスマン軍の損耗率：給養台帳におけるアルバニア系軍事集団の記録から
3. 松本奈穂子 オスマン朝末期からトルコ共和国初期における旋律学校の機能と意義
4. 小野 亮介 「人種主義・トゥラン主義裁判事件」半年前のゼキ・ヴェリディ・トガン：未刊行論文「第二次世界大戦とトルコ性」(1943年)の検討

企画セッション

- 「18世紀中葉のオスマン帝国：首都イスタンブルからの展望」(企画者：秋葉 淳, 司会：小笠原 弘幸)
5. 高松 洋一 マフムト1世による *Ayaşofya* 図書館の蔵書形成：歴史書を中心として
 6. 守田まどか マフムト1世時代イスタンブルの「公共空間」と女性
 7. 秋葉 淳 18世紀オスマン帝国の裁判官のプロフィール：遺産目録を史料として

ポスターセッション

1. 牧野 久実 ミシュナに見られる手水器についての一考察
2. 吹田 浩 関西大学国際文化財・文化研究センターの活動
3. 赤司 千恵・山内 和也 アク・ベシム遺跡(キルギス共和国)の出土植物遺存体

第1会場

1. カフィルカラ遺跡出土ソグド貨幣の銘文解読と年代 ベグマトフ アリシェル

ウズベキスタン共和国のカフィルカラ遺跡では、これまで多くの貨幣が出土している。ソグド貨幣は約200点出土しており、シシュルビル王を除く歴代サマルカンド王の貨幣であった。これらの多くは8世紀初めのアラブ襲撃時と推定される火災層から出土した。また同火災層から約700点の封泥も出土した。これらの封泥はギリシア、イラン、テュルクなどの影響を受けた多彩な図像が施されている。本発表では貨幣の銘文の解読と時代同定を行い、火災が起きた時期を推定して出土貨幣と封泥との関係について考察した。

カフィルカラ (Kafir-kala) 遺跡は、サマルカンド市の12キロほど南、ダルゴム運河沿いに位置する。遺跡はシタデル、シャフリスタンとラバードの一部からなっており、面積は15.2haである。シタデルは約76m×76mの広さの高い砦である。

カフィルカラ (Kafir-kala: アラビア語で異教徒の城) は、イブン・ハウカルが伝える、レヴダートにあったサマルカンド王の離宮であるという説が有力であり、当該遺跡出土の封泥の中にも、ソグド文字でレヴダート

トと記されたものが一点ある。

2001-08年、イタリア・ウズベク隊によってシタデルが発掘され、調査中に39点の銅貨と133点の銀貨（アッバース朝）が出土した。2013年からは日本とウズベキスタンの共同発掘が開始され、2013-15年の発掘調査で火災層中及び上から180点余りの貨幣が出土した。下記の通りである。

火災層の中から出土した貨幣：

ササン朝ペローズ1世のエフタル期に模倣されたと推定される銀貨3点

オックルト・チャムック 「'wkkwrt cm'wk MLK'」 620-40年 約165点（一括出土）

ヴァルフマン 「'brxwm'n MLK'」 655-96?年 1点

タルフン 「'trxwn MLK'」 700-10年 8点

火災層の上から出土した貨幣：

テュカスパダク 「'twk'sp'δ'k MLK'」 696-98年 1点

グレクとグレクの模倣 「'wr'kk MLK'」 710-38年 1点ずつ

テュルガル 「'twry'r MLK'」 738-50年 1点

また火災層の上からアッバース朝初期の金貨とサマルカンド・ブハラなどで铸造された銀貨と銅貨が数点出土している。

オックルト・チャムックの貨幣が当該遺跡において最も多く発見され、かつ最も古いソグド貨幣である。火災層最古の時期はこの貨幣と同時期と考えられる。また、最も新しい貨幣はタルフン王のものであり、火災層から点在して出土した。火事はこの時（710年頃）に起きたと考えられる。

2. ソグド語の金石文：セミレチエ地区のトルコ人とソグド人

吉田 豊

ソグド語圏の東の端のセミレチエ地区では、ソグド語の銘文をもつ銅貨が発見されている。その銘文を解読することによって、この地域を支配したトルコ系の遊牧民族の変遷を跡づけることができる。

玄奘（602-64）が630年にこの地を訪れたとき、西突厥がこの地域を支配していた。しかし彼らの支配を示すコインは報告されていない。その後7世紀後半には唐の勢力下に入り、安西四鎮の一つ碎葉鎮が置かれ大雲寺も設置された。8世紀に入ると西突厥の一部族であった突騎施が台頭し、中でも蘇祿（715?~737/8）のとき最も勢力が強かった。ソグド語で βγγ twryyš x'γ'n pny 「神なる突騎施可汗の銅貨」という銘文と、裏面に種々のタムガを備えた良質の方孔銭が広い範囲で見つかっているが、それらは彼の時代のもので安西都護府で開元通寶の製作にかかわった中国人技術者によるものに違いない。この地域で方孔銭が発行される最初であったようだ。それ以前は、方孔のない铸造（?）貨で、ソグド商人のリーダーである薩宝の帽子を被る人物のポートレイトの左右に βγγ 「神」、prn 「幸運」という銘文をもつコインが発行されていた。

突騎施の勢力が衰えると、片面に βγγ twryyš x'γ'n pny もう一方の面に wn'ntm'x xwβw 「Wanantmāx 王」という、ソグド語の名前を持つ領主のコインが発行されたようだ。従来 wn'ntm'x を txws- ないしは twxs- と読んで、10世紀にこの地方にいた Tukhs 部族との関連を想定するのは、誤った読みにもとづく誤解である。類似の貨幣には xwt'w wxšwt'wy pny 「Waxšutāw 王の銅銭」と記したのも見つかる。『唐書』は大暦年間（766-80）に葛羅祿がこの地で勢力を振るったとするが、近年 P. Lurje により βγγ x'rlwγ x'γ'n pny 「神なる葛羅祿可汗の銅銭」という銘文を持つコインが発見されている。9世紀に入ると、モンゴル高原からウイグルが侵入したことがカラバルガスン碑文から推定されていた。既知のコインの一つの銘文を読み直すと、片面に γyl'xr xwβw pny xcy 「ヤグラカル王の銅銭である」、もう一方には prnxwnty wβ't 「栄光あれかし!」とある。γyl'xr は回鶻の可汗家の名前である。また動詞 wβ't 「あれかし」はマニ教ソグド語の形式であり、マニ教を国教とした回鶻に相応しく、この貨幣は回鶻の勢力がここに及んでいたことを示す貴重な現地資料である。

3. 法隆寺・東大寺宝物に見られる「イラン文化」：エフタルとソグドの影響について

影山 悦子

法隆寺四騎獅子狩文錦をはじめとして、7世紀の唐の美術にはササン朝ペルシャの影響が認められている。最近の研究によって、イラン文化の東方伝播には、5世紀後半から6世紀前半にかけてのエフタルによる中央アジア統一が大きく関与していることが明らかにされつつある。すなわち、ササン朝の文化はエフタルによって受容され、エフタル帝国の文化の一部として支配地域に広まり、ソグド人の移住などによって中国にまで伝わったと考えられる。これまで、法隆寺・東大寺宝物は、唐で流行したササン朝文化を伝えるものとみなされてきたが、最近の研究をふまえて考えれば、ササン朝だけでなくエフタルやソグドの影響も認められるはずである。

本発表では、これまでにイラン文化の影響が認められている宝物をとりあげ、それらを以下の4グループに分類した：①ササン朝の直接的な影響を示すもの、②ササン朝の影響がエフタル支配地域や中国のソグド人聚落において受容され、その後中国・日本に伝わったもの、③ソグディアナやその他のエフタル支配地域に直接由来するもの、④中国に移住したソグド人を表現するもの。①に属すものとしては、ササン朝ペルシャ製とされる白瑠璃碗が挙げられる。法隆寺四騎獅子狩文錦は、ササン朝で製作された銀器や錦の文様よりも、ソグド人葬具浮彫の図像により近いことから、②に分類される。③にはソグド製銀器の影響を示す鹿文銀盤や、エフタル支配期に中央アジアに広まった佩刀方式をとる唐大刀・唐様大刀が、④としては酔胡王・酔胡従の伎楽面や琵琶などに表される胡人の姿が挙げられる。

最後に、正倉院の幡脚端飾の赤地鷲連珠文錦を取り上げた。直径10cm強の連珠円文の中に翼を広げた鳥を正面から表現している。連珠円文が比較的小さく、円文内の文様が左右対称であることから、唐で織られた錦であると考えられる。類似した文様の錦と比較すると、当該錦においても、鳥の腹部に人間が表わされていることが確認される。巨大な鳥が女性をかかえ、翼を広げて上昇する姿を正面から表現するササン朝銀器の図像との関連性が想起される。ササン朝においてなぜこの図像が広まったのかは十分明らかにされておらず、インドの影響を指摘する意見もある。図像の起源にはさらなる検討が必要である。

4. サーサーン式銀貨の後刻印にみられるシンボル

津村 眞輝子

5～8世紀のサーサーン式銀貨（サーサーン朝ペルシア銀貨およびアラブ・サーサーン銀貨）には、コインの端に約1cmの小さな刻印が多く認められる。後の時代または別の地域で押されたと考えられており、発表者が現在、現存する後刻印のデータを収集し、調査研究している。

先行研究であるウォーカー J. Walker (1941年)、ゲーブル R. Göble (1967年)、ガウベ H. Gaube (1973年)を基軸として、1. コインの年代（発行者）、2. 発行地、3. 最終年 (t. p. q.)、4. 後刻印の図柄をもとに分類を進めている。昨年の第56回大会では、5. コインに付加された擦痕（裏面の傷）の有無、6. 表現（彫刻技術）などを、新たな分類基準として加える事で、後刻印を再分類できることを提示した。今回はその続報である。

まず、従来の分類を再整理して、現在確認されている約60種類の図柄を年代別に概観した。特筆すべきは、7～8世紀の初期イスラーム時代に押されたと推測される後刻印は、それ以前のものに比べて圧倒的に種類が増え、銘の言語も多様化する点である。その要因は、この時代に弱体の政治的権力が乱立し、サーサーン朝や初期イスラーム政権が発行した既存の銀貨を自国貨幣として代用した可能性が考えられる。次に、図柄・シンボルを具体的に検討した。特に、先行研究でイラン系神話の「シムルグ」として分類される有翼四肢動物に焦点をあて、表現、擦痕の有無、文字銘等で再分類した。例えば、データ数が多い「口から粒（真珠）を落とす」というシムルグの図は、一時期のエフタル系コインに王の肖像とともに表わされている。これを擦痕からみると、エフタルの紋章を示す後刻印と同様の擦痕を持つため、エフタル系民族が関与している可能性が高い。また、後刻印のシムルグの表現は、初期にはサーサーン美術に多い犬頭であるが、時代が下がると中央アジアの美術に多い駱駝頭と判断できるものも多くなり、「シムルグ」として一括りにはできない今後の課題を提示し

た。

後刻印の図柄は銘文同様、刻印者を象徴しているはずである。したがって、コイン以外の美術や文献などを参照して検証することで、後刻印の刻印者、地域、時代を絞っていくことが可能である。その解明は、サーサーン式銀貨の本国以外での利用のされ方、後刻印を押す側の政治背景の実態に迫ることになると考えている。

5. ネパール、カトマンズ近郊の土器づくり

齋藤 正憲

ネパール・カトマンズ近郊における土器づくりの実態に迫るべく、バクタプルおよびティミにおいてフィールドワークを実施した。

成形についてはかつて、主として大型円盤形のロクロに頼っていたという。端部に設けた窪みに棒を差し込んで回転させるロクロは3分ほど回り続け、そのあいだに手早く土器が成形される。他方、叩き板とあて具を駆使する叩き成形も保持されていたことは、報告者の関心を惹いた。

さらに「人間ロクロ」による成形を観察することもできた。すなわち、半乾燥させた鉢形土器を逆さまに設置し、底部に指を差し込んで穿孔する。そして作品の回りを回りつつ、手のひらで叩いて膨らませていくのである。同事例からは、所定の形状が得られるのなら、特定の成形技術に拘泥しない（あるいは手作業でこなしてしまう）陶工の柔軟性・独自性が透けてみえる。

ティミにおいては灰覆い焼きによる焼成に立ち会うこともできた。長軸 630 cm・短軸 400 cm・高さ 140 cm の規模で実施されるこの焼成では、全体として70時間ほどの焼成時間が設定され、600℃以上を6時間ほど保持する。比較的低温ながらも、それを長時間維持することで、煤切れを完遂し、製品を焼き上げる技術と評されよう。

ところで、社会構造に着目した中根千枝は、アジアの国々をA群とB群の2つに大別したが、ネパールは島嶼部を占める国々とともにB群に分類された。そしてこのB群は、思想家・柄谷行人のアジア観に照らせば、亜周辺である。そして亜周辺=B群は、報告者による民族誌的検討からは、辺境型に区分される。報告者が辺境型の典型と目するインドネシアでは技術の共存が認められた。ならば、同様の傾向がネパールにも見出されるはずだが、どうであろうか。

すでにみてきたように、ロクロを受容しながら、叩きや手作業による成形技術が保持されていたことは、辺境型の特徴を示す。一方で、焼成技術にかんしては窯焼成がないため、共存状況は認め難い。しかし、覆い焼きが残され、そこに通風のための工夫がみられるネパールは、独自の折衷様式を生んだ境界型・バングラデシュとは明らかに異なって、技術の改良に積極的なインドネシアによく相似した。ネパールを亜周辺（B群、辺境型）にカテゴライズする蓋然性は低くないのである。

〔参考〕齋藤正憲 2015：「ネパールは周辺か？亜周辺か？：カトマンズ近郊の土器づくり民族誌から」『貝塚』71, 1-11.

6. アブラハム・マイモニデスの預言者像とスーフィズム

法貴 遊

今回の発表では、モーゼス・マイモニデス (d. 1204) の息子アブラハム・マイモニデス (d. 1237) が『神の僕たちの充足 (*Kifāyat al-'ābidīn*)』において、ハシドゥート (*ḥasidut*, スーフィズムの影響を受けた敬虔主義運動) の正統性をいかに弁護したのかについて論じた。まず、ハシドゥートの系譜にいかなる者が連なるのかを確認し、この系譜から同時代のユダヤ教徒が除外されていることを指摘した。次に、彼による同時代のラビへの批判を検討し、ユダヤにおけるハシドゥートの伝統の喪失という認識が、慣習 (*minhag*) に追従することの批判という彼の律法に対する根本的態度と関連していることを明らかにした。

『充足』第9章・第21節は「努力 (*mujāhada*) について」という題が付けられている。アブラハムはこの節で、努力というハシドゥートの実践または精神が、聖書やタルムードの人物によって継承されてきたことを主

張している。彼によると、努力の根本的態度は雅歌1.6のソロモンの言葉によって示唆されていた。そしてこの努力は第二神殿期のパリサイ派や後のスーフィー（mutaṣawwif）によって実践されてきたという。さらにスーフィーに見られるいくつかの実践は詩篇119.62のダヴィデの言葉から派生したものであり、預言者エリヤの服装はスーフィーと同様の「毛ごろも（adderet se'ar）」であったと述べている。一方、同時代のユダヤ教徒はハシドゥートを受け継いでいないと見なされた。

またアブラハムはシナゴグでの礼拝にイスラームを髣髴とさせる平伏を取り入れようとした。彼によると、平伏は列王記上8.54のソロモンによって行われたものであり、後世の実践の方が「新奇な考えや慣習」である。アブラハムは、慣習がガオン（ga'on）などのタルムード以降のラビたちによってタルムードを参照せずに追認され、彼らの言説が後続するラビによって再生産されてきたと見なした。アブラハムはマイモニデスと同様に、タルムードの普遍的權威とそれ以降のラビ言説の限定的權威を認めたが、父よりも極端に、慣習はそれ自体で墮落しており、刷新されるべきであると主張した。

ハシドゥートの伝統がユダヤ教徒から失われてしまったという考えは、慣習が律法を駆逐したという認識に対応していると思われる。また伝統の喪失という認識は単なる悲観的な歴史観ではなく、ガオンなどのアブラハム以外の言説の正統性を否定するものである。さらにハシドゥートが聖書やタルムードに基づく以上、それは権利上、全てのユダヤ教徒に普遍的に課されるものになる。

7. ルーズビハーン・バクリー・シーラーズィーによるクルアーン解釈

井上 貴恵

今回の発表では12世紀を代表するスーフィー、ルーズビハーン・バクリー・シーラーズィー（Rūzbihān Baqlī Shīrāzī, 1128-1209）のタフスィールである、『クルアーンの真理の解明の花嫁』（*'Arā'is al-bayān fī ḥaqqā'iq al-Qur'ān*）の検討を通し、彼のタフスィールの特徴と独自性について考察した。

発表者はルーズビハーンのタフスィールの特徴を以下の3点に絞った。まず特徴の1つ目として、自らを含め、聖者らのタフスィールの正統性を主張している点について指摘した。次に、聖者らのエリート性を強調する姿勢を紹介した。最後に、ルーズビハーンが、過去の聖者らの解釈とは異なる独自の解釈を行っている点を指摘した。

上記3点に着目し検討を行った結果、明らかとなったのは以下である。ルーズビハーンのタフスィールは、過去の著名なスーフィー、聖者らによるクルアーン解釈に関して、スラミーのタフスィールから、あるいはクシャイリーなどからそのまま引用を行い、彼らの伝統を踏襲する姿勢が見られた。そして、彼らの正統的な潮流に、自らのタフスィールも位置づけられると印象づけていた。しかし一方、自身の解釈にそうした過去のスーフィーのタフスィールの内容を反映させることは少なく、他のスーフィーによるタフスィールと比べると非常に独特で、時に異端的にも映る解釈を付していたのである。またタフスィールの構成に関しても、「クルアーンの章句→自身の解釈→過去の聖者・スーフィー」という順番を取ることで、自身の独自の解釈を、クルアーンの章句と、正統的な解釈とで挟み込むという形態を選択している。つまり、過去の權威らが著したタフスィールの伝統を引用することで、自身がものしたタフスィールの正統性を担保し、自らの聖者としての卓越を証明する、独自の解釈との両立を図っている可能性が指摘されるのである。今後は更にこの結果を基にルーズビハーンのタフスィールの詳細な検討を行い、彼のタフスィールの傾向について分析を行いたい。

8. 存在一性論における神名：イブン・アラビーとカーシャーニーの議論を中心に

澤井 真

本発表は、存在一性論における神名の役割を、イブン・アラビー（Muḥyī al-Dīn b. al-'Arabī, d. 638/1240）とカーシャーニー（'Abd al-Razzāq al-Kāshānī (Qāshānī), d. 730/1329）の議論を通して考察するものである。

イブン・アラビーは、絶対者が限定を通して自らを顕現する、タジャッリー（tajalli）の過程を論じる際に神名を用いた。カーシャーニーの『スーフィー語彙集』（*Iṣṭilāḥāt al-sūfiyyah*）における枠組みを通してタジャッ

リーを整理するとき、神名は第一の自己顕現を経た、第二の自己顕現のなかで顕れる。あらゆる存在者が名前というかたちで把握可能になるとき、最初に顕れる名前こそがアッラー (Allāh) という神名である。

カーシャーニーは「名前の諸階層」という項目のなかで、名前が名付けられたものの本質を体現していることを述べたうえで、神名が本質性 (dhātiyyah)、属性 (waṣfiyyah)、そして行為性 (fi'liyyah) の3つから成ることを論じている。こうした神名の3要素が最強度のレベルで顕れたものが、アッラーという神名である。イブン・アラビーもまた、これら3要素を、アッラーという神名で体現される神的臨在 (al-ḥaḍrah al-ilāhiyyah) と同一視し、完全人間としてのアダム創造において用いられることを論じている。

名前に関するイブン・アラビーの議論のなかで重要なのが、『マッカ啓示』(al-Futūḥāt al-makkiyyah) において取り上げられた、慈悲性の段階の臨在である、「慈悲あまねき者」と「慈悲ぶかき者」という神名である。神の慈悲を通してはじめて、被造物は名前が与えられ、名前というかたちで存在を得る。このとき、イブン・アラビーによれば、名前とは本質から生じたモノ (shay³) であり、アッラーという神名もまた、神的臨在を表し、他の総ての神名を統合するモノであるという。このことは、カーシャーニーが形相 (ṣūrah) という語で名前を呼び表していることとも関係している。つまり、本質は名前というモノ、あるいは形相を通して知覚可能となるのである。

このように、イブン・アラビーの思想を神名から捉え直すとき、イブン・アラビー学派の思想家たちが彼の神名論に基づいて、いかなる思想的展開を遂げたのかを、より一層明らかにすることができるであろう。

9. オスマン朝アラブの存在一性論学派による神学理解：ナーブルスィーのクーラーニー批判を中心に

山本 直輝

オスマン朝期のイスラーム思想は「停滞期」にあったとして長らく等閑視されてきた。しかし17・18世紀にヒジャーズ地方のハラマインを中心に形成された、ハディース学を基盤とした改革派ウラマーのネットワークは、インドのシャワリーウッラーやヒジャーズ地方のイブン・アブドゥルワッハブなど多くのイスラーム改革思想家を輩出し近現代のイスラーム思想に多大な影響を与えている。本発表ではネットワークの中心に位置していた17世紀ハラマインの碩学イブラーヒーム・クーラーニー (d. 1101/1690) と、18世紀ダマスカスにおけるイブン・アラビー学派の思想家アブドゥルガニー・ナーブルスィー (d. 1143/1731) の間で起こった人間の行為を巡る神学議論に焦点を当てる。両者ともに当時を代表するイブン・アラビー学派の思想家であるが、人間の行為の主体性を巡っては異なるアプローチを行っている。イブラーヒーム・クーラーニーはアシュアリー、ジュワイニー、イブン・カイム・ジャウズィーヤの学説を参照しながら、人間の行為はあくまでアッラーの許可によって発生するとし、アッラーの全能性を強調する。反対にナーブルスィーは、アッラーの許可によって副因として人間の力 (qudra) が機能するとのクーラーニーの主張に対し、あらゆる原因はアッラーのみに帰されるとし、クーラーニーはアッラーの全能性をむしろ犯していると批判する。さらに上記のような神学上の議論に加え、ナーブルスィーは、人間の行為が強制されたものであるのか主体的な選択によるものなのかは、イブン・アラビーの存在論に則って理解する必要があるという。ナーブルスィーによればこの世のすべてはアッラーの自己顕現の結果であるが、人間はアッラーの規範命令を受け取るという点で、アッラーの存在命令によって受動的に存在する森羅万象とは異なる次元に属するという。そしてその規範命令 (シャリーア) に応答する限り、人間はアッラーの御前に真の行為者として存在する。主にイスラーム神学上の議論として扱われていた人間の行為主体性の問題に、イブン・アラビーの存在論的観点を加えながら答えようとするナーブルスィーの試みは、イスラーム神学とイブン・アラビー思想の新たな側面を示すものである。

第2会場

1. バハレーン・ワーディー・アッ=サイル考古学プロジェクト第1次調査の報告

後藤 健・西藤 清秀・安倍 雅史・原田 怜・上杉 彰紀・堀岡 晴美

ディルムンはメソポタミアの文献資料に登場する周辺国の1つであり、前2千年紀前半（前2000年～前1800年）に、ペルシア湾の海上交易を独占し繁栄した王国である。当時のディルムンには、メソポタミアやイングス、オマーンからさまざまな交易品が集積されていた。現在、ペルシア湾に浮かぶバハレーン島が、このディルムンに比定されている。

1987年から立教大学の小西正捷率いる調査団がバハレーンに入り、ディルムン期の古墳や神殿址の発掘調査を実施し、目覚ましい成果をあげている。しかし、1996年以降、約20年間、バハレーンで日本人が考古学調査を実施することはなかった。

2015年の1月、約20年ぶりに日本バハレーン考古学調査団を組織し、バハレーンのワーディー・アッ=サイル古墳群で考古学調査を開始した。

このプロジェクトの目的は古代ディルムン文明の起源を明らかにすること、すなわち、どのようにディルムンの王権が形成され、ペルシア湾の海上交易を独占するようになったかを探究することである。

ワーディー・アッ=サイルは、バハレーン島内陸部を南から北へ向かう涸れ川である。この涸れ川の両岸に、無数の古墳が分布している。このワーディー・アッ=サイル古墳群は、前22世紀～前21世紀中頃の古墳群とされ、この時期の古墳群としてはバハレーンに現存する唯一のものである。

バハレーンでは、前21世紀中頃以降に社会の複雑化が急速に進み、城壁都市や巨大な王墓、神殿などが建設されるようになる。一方、前21世紀中頃以前の社会は、階層差がなく比較的平等な社会であったと考えられてきた。

しかし、2008年、F. ホイルンド率いるデンマーク隊は、このワーディー・アッ=サイル古墳群において、ディルムン王国最古期の「王墓」を確認し、前21世紀中頃以前にも既に社会の階層化が進んでいた可能性を指摘した。

それゆえ、ワーディー・アッ=サイル古墳群は、古代ディルムン文明の起源を研究する上で、重要な遺跡である。今回の発表では、2015年1月に実施したワーディー・アッ=サイル古墳群の第1次調査の諸成果を報告した。

2. アラビア半島の円塔墓文化：トール・グウィール、ワディ・グバイ遺跡群の調査から 藤井 純夫

前期青銅器時代のアラビア半島には、円塔墓（tower tombs）を主体とする大型の墓域が広く分布している。その多くは初期遊牧民の墓域または祭祀遺跡と考えられており、アラビア半島先史社会の成立過程を探る上で重要な資料となっている。しかし、個々の遺跡内容はともかく、円塔墓文化の全体像については、依然として不明な点が多い。これは、調査の中心がアラビア半島南東部とシナイ半島南端部の二つに偏っており、その中間域のデータが乏しいからである。

この不足を補うため、ヨルダン南部ジャフル盆地のトール・グウィール 1-3号遺跡群（Tor Ghuwayr 1-3）、およびサウジアラビア北西部グレイヤ平原のワディ・グバイ 1-5号遺跡群（Wadi Ghubai 1-5）、ワディ・モホラック 1-2号遺跡群（Wadi Mohorakk 1-2）で、円塔墓とそれに付帯する埋葬・祭祀遺構群の分布・発掘調査を実施した。その結果、天井部が半持ち送り構造の、側壁には入り口を持たない、ただし周辺に全長10m前後の小型集石列（tail）を伴う、特異な円塔墓（tailed tower tombs）の存在が明らかになった。これは、ジャバル・グンナ（Jabal Gunna）やアイン・フデラ（Ain Hudera）に代表されるシナイ半島南端部の円塔墓とも、またジャバル・ハフィート（Jabal Hafit）、ウム・アンナール（Umm an-Nar）、バート（Bat）を含むアラビア半島東南部のそれとも異なる型式・構造であり、円塔墓文化内の地域性・時期差を示唆している。現段階で

その詳細を論じることは難しいが、アラビア半島西北部または南西部に起源する円塔墓文化が東西に拡散したというのが、当面の作業仮説である。

なお、円塔墓文化の分布域は、南セム語集団の分布域とほぼ重なっている。従って、その成立・拡散過程は、南セム語集団の形成過程を反映している可能性が高い。本発表では、こうした重要課題に関する現段階での考古学的展望を示した。今後の調査で基礎データをさらに蓄積していきたい。

3. サウジアラビア、タブーク州における初期遊牧民遺跡出土の貝製品について

足立 拓朗

金沢大学がサウジアラビア、タブーク州において調査中のワディ・シャルマ1遺跡から出土した貝製装飾品と周辺遺跡資料について考察する。出土遺物の型式学的研究と放射性炭素年代測定の結果により、ワディ・シャルマ1遺跡はPPNB期（先土器新石器時代B期）に属することが判明している。そして、本遺跡はアカバ湾以南の紅海東岸に位置することから、PPNB期の遺跡として最南端に位置する。

レヴァント南部のPPNB期の遺跡から多くの貝製品が出土することが知られ、その産地は紅海と地中海に大別される。紅海産の貝として特定できるのが、シモフリダカラ（*Erosaria turdus*）などであり、ワディ・シャルマ1遺跡からも出土している。他にも、アマオブネガイやイモガイ、ツノガイの一種が出土しており、これらも紅海産と考えられる。これら紅海産貝のセットは、南レヴァントの新石器時代で出土する貝製品のセットと同じであり、本遺跡を拠点として紅海産貝が南レヴァントにもたらされていた可能性を示している。これまでは紅海北端のアカバ湾が南レヴァントの紅海産貝の採取地と想定していたが、アカバ湾以南にその採取地を考える必要がでてきた。

さらに注目されるのは、ムシロガイの一種である *Nassarius gibbosulus* の貝製装飾品がワディ・シャルマ1遺跡で出土していることである。本貝種は地中海産であり、旧石器時代から広く地中海域で使用されていたことが確認されている。南レヴァントの新石器時代においても最も利用されている貝種である。*Nassarius gibbosulus* 貝製装飾品の出土は、地中貝産貝が紅海沿岸のワディ・シャルマ1遺跡へ搬入されたことを示している。

しかし、*Nassarius gibbosulus* の貝製装飾品は、少量ではあるがシナイ半島南部の新石器時代遺跡からも出土しており、アカバ湾を横断した地中海産貝製品のアラビア半島への搬入も想定しておかなければならない。

4. バハレーン出土カッシート期楔形文字粘土板

堀岡 晴美

2015年1月、科学研究費助成事業「ディルムン文明の起源：バハレーン島における古墳群の考古学的調査研究」の一環としてバハレーン国立博物館所蔵カッシート期楔形文字粘土板を調査する機会を得た。1994-96年にフランス隊がバハレーン砦（Qal'at al-Bahrain）で発掘した50点余り（以下「仏隊粘土板」）のうちの20点である。バハレーン砦とは16世紀に築かれたポルトガルの砦であるが、この下には前3千年紀に遡る古代ディルムン文明の都市遺跡が眠っていた。

仏隊粘土板は中期バビロニアの書体で記された小型のもので、破損・摩耗が多い。加えてメソポタミアのニップルなどの文書とは若干異なる書体であるため読解は容易ではない。今回閲覧した20点も破損・摩耗が激しい状態であった。これらは1点を除き未出版であるが、2000年にアンドレ・サルヴィニ（B. Andre-Salvini）が7点の写真と概略を発表した。それによれば食料・物品出納記録・書簡からなる行政経済文書群であるという。1997年に唯一出版されたQA 94, 49にはカッシート式日付法で「Ajaruの月（第2の月）、19日である。Agum第4年」と記されており、アグム（3世）治世下に作成された文書とわかり、1960年代初めにデンマーク隊発掘で出土した9点（以下「丁隊粘土板」）の粘土板と合わせ、すべてカッシート期の粘土板であるとされた。メソポタミアのカッシート王朝（前16世紀初頭～前12世紀半ば）は前1490年頃 Kaštiliašu（3世）治世の下、「海の国」第1王朝（前1740年～前1475年）を征服した。以後前1600年頃から「海の国」王朝の支配下にあっ

たディルムンに対してもカッシートは進出を図り、つづいてアグム3世がバハレーン砦に行政センターを設置し、ここを拠点に海上交易路を支配した。

仏隊粘土板の中に語彙リストが1点あり、丁隊粘土板にも生徒の練習文書が1点ある。これらはディルムンに書記養成学校が存在した証拠となる。ディルムンの名は前4千年紀からメソポタミア側の文献に記録され続けたが、ディルムン側ではカッシート支配下の前15～14世紀になって初めて楔形文字行政経済文書が作成されたとフランス隊は結論した。だがじつはデンマーク隊は上記9点のほかにもう1点、ウル第3王朝期末またはイシン・ラルサ期に相当する時期に現地で作成された小型行政経済文書を発見している。これにより今後もカッシート期以前の粘土板がバハレーンで出土する可能性が高いと見込まれる。

5. シリア・パルミラの葬送用胸像の制作：特に顔面部位の位置について

西藤 清秀

パルミラでは紀元後2～3世紀頃、数多くの家族墓が建造され、墓室内には遺体を納めた棺が棚状に配置され、その中には葬送用胸像が嵌めこまれた棺が存在する。胸像を嵌め込んだ棺の数は、埋葬遺体に比べ僅かであるため、家族の中でも有位な立場にある構成員の彫像のみが制作されたと考えられる。そこで、パルミラの葬送用胸像の本質に迫るべく、東南墓地C号墓から出土した頭骨の復顔とその頭骨が出土した棺棚に嵌めこまれた彫像の顔とを比較検討した。その結果、葬送用胸像は本人に似せて作成されていたことが確認された。しかも彫像の顔の表現は、埋葬された死者の顔より若いことが判明した。

また、パルミラ葬送用胸像の3次元計測から個々の彫像を客観的に比較し、彫像の個性を見出し、彫像制作に関わる各工人および工人集団間にどのような差異が存在するのか、またどのくらいの数の工人集団が彫像制作に関わっているのかを見極めたいと考え、彫像顔面の特徴的な要素を抽出した。

今回の発表では、彫像顔面の各部位の残存状況の良好なパルミラ東南墓地H号墓出土胸像とニュカルスバーグ美術館所蔵品の中のデータを使用した。まず、彫像の制作に関わる工房・工人の同定に繋がる各彫像の顔の個性を検討する前に、彫像の顔の部位の配置に関わる割り付け及びその比率について検討した。パルミラの彫像制作にも、古代ギリシャに始まる黄金比1対1.618(約5:8)から生み出された人体の表現比率システムが適用されていると考えたからである。この割り付けシステムは、人の顔をいかに美しく整ったように見せるか、そのために考えられた最も有効な手段として各工房間で共通して所持していたと考える。よって、パルミラの彫像の顔面にもその割り付け比率を基本として各部位に共通して使用されていると考え、パルミラの彫像の顔の各部位の割り付け比率を導き出した。彫像の各部位の計測箇所は、基本的には人類学における計測点を採用するが、彫像の表現では計測箇所とするには難しい箇所もあるため、彫像の顔面の部位比較に有効な基軸や計測箇所を新たに設定した。

6. イラン北部、鉄器時代移行期の冶金技術について：バイメタル剣の製作技法の検討

四角 隆二

イラン北部からトランスコーカサス地方の鉄器時代移行期に、鉄と青銅を組み合わせたバイメタル製品がみられる。バイメタル剣は鉄製剣身に青銅柄をもつが、類似する柄頭の博物館資料青銅製長剣の一部に、柄内部の磁着反応や柄先端部に鉄錆が視認できる「鉄芯青銅剣」の存在も散発的に指摘されてきた。これまで、「鉄芯青銅剣」の存在に批判的な意見も出されたが、バイメタル技術そのものの議論にまで至らなかった。いずれの研究も、磁着の有無や不鮮明なX線画像を根拠としていたからである。

発表者を含む研究グループは、大型放射光施設SPring-8において、2回にわたってイラン初期鉄器時代の博物館資料バイメタル長剣、及び青銅製長剣のX線イメージング実験を行い、同種の剣としては世界で初めて、明瞭なX線透過画像と部分的なCT画像の撮影に成功した。画像を精査した結果、透過画像を撮影した剣全ての柄内部に、「芯」が確認されただけでなく、剣の柄内部の構造にも、a. 中実構造と、b. いわゆる「中空」構造が存在することが確認された。さらに、柄内部に鬆の形成が認められる中実構造柄剣が存在すること、

「中空」構造柄剣の柄内部にはX線透過率が高く、粒子の細かい粘土が充填されていたことが判明した。以上の事実から、有茎式剣身に対し、青銅を直接、あるいは土製中型を用いた「鑄ぐるみ」技法を用いて、多様な把頭飾の長剣を製作したものと結論した。

発表では、把頭飾の形状と柄内部構造の対応関係を整理し、耳形柄頭剣は中実構造、円盤状柄頭剣は「中空」構造、傘形柄頭剣は中実／「中空」構造の双方が確認されることを明らかにした。次に類例の分布から、タレシュ地域からギーランにいたるカスピ海南西岸を中心に「中空」構造柄剣が、トランスコーカサスからイラン北部アゼルバイジャンを中心に中実構造柄剣が分布することを指摘した。先行研究によれば、傘形柄頭青銅剣は青銅器時代のトランスコーカサス地域に起源があり、ギーランではバイメタル剣に先行する青銅剣に、土製中型を用いた鑄ぐるみ技法が確認できる。トランスコーカサス／イラン北部地域に始まった鉄器化は、在地の冶金技術体系に取り込まれる形でカスピ海南西岸へ波及していったと考えられる。

7. 古代スーダンにおける鉄使用の始まりについて

関廣 尚世

古代スーダン・メロエを中心とした鉄製品や製鉄技術について、これまで考古学的、民族学的、理化学的な観点から論じてきた。今回、新たな課題とするのは、メロエ地域への鉄製品および製鉄技術の導入時期や経路である。すなわち、①タハルカ王がアッシリア人から製鉄技術を得たという説、②プサメティコス2世のヌビア遠征の際、ギリシャ人傭兵が伝えたという説、③隊商に随伴していたギリシャ人工人が伝えたという説である。そして、①では、タハルカ王以前のメロエから副葬品として鉄製品が出土していること、②では、製鉄技術の複雑さやそれを習得する時間等を考えると、遠征時に傭兵が伝えることは実際には困難であること、③では、隊商が必ずしもすべてギリシャ人とは限らないという反論がそれぞれなされている。

上記をふまえ、発掘調査成果を検討すると、メロエ遺跡ではスラグの放射性炭素年代測定で514±73 B. C.を示す事例がある。他方、炉跡など、直接的に製鉄を示す遺構はメロエおよびファラス等のエジプトとの国境地域に分布する遺跡でも、同時期に該当する例は検出されていない。遺物からは、トンボス遺跡第9区で検出された土坑墓から鉄槍が出土しており、共伴遺物から8世紀末のものであることが明らかとなっている。この資料が現状で確認されている最古の鉄製品である。

これらの成果をまとめると、A. 紀元前8世紀末に少なくとも鉄製品が搬入され鉄器時代が始まること、B. スラグの年代から製鉄が紀元前6世紀後半にはメロエで行われていたこと、C. 鉄製品の副葬量が紀元前4世紀後半以降、減少すること、D. メロエとその周辺の遺跡以外でも、紀元1世紀以降は鉄製品の副葬量が増加することが判明した。また、CからDの間で、鉄を象徴するアプデマク信仰が始まったと考えられている。

すなわち、古代スーダンにおける鉄使用の画期には3段階存在する。第1段階は鉄製品の導入、第2段階は製鉄技術の導入である。そして第3段階では、古代スーダンの物質文化に鉄を定着させるようなシンボリズムの確立がある。以前、炉や轆の構造にスーダン南部ないし紅海方面からの影響があることも示唆したが、こうした技術についても第3段階で新たに導入された可能性が高い。今後は、新調査の成果を待ちながら各段階について詳細に検討していきたい。

8. 考古学からみた前2千年紀の南アジア：インダス文明の衰退に伴う社会変化の諸相

上杉 彰紀

前2600年頃に成立したインダス文明は、前1900年頃までに衰退する。その衰退要因についてはいまだ解明されていないが、突然文明社会が崩壊した可能性を排除するならば、インダス文明の衰退過程を明らかにするには、インダス文明期における社会変化を把握し、衰退現象との関係を明らかにする必要がある。

インダス文明後半期（前2300～前1900年頃）の様相についてみると、まずインダス文明域内において地域統合の弛緩と地域文化群の顕在化という現象がある。この現象と連動するかのようにより、文明周縁部における辺境系文化集団の活発化や物質流通パターンの変化などが生じており、後半期の社会は前半期のそれから大きく変

化していることがわかる。

加えて、インダス文明社会と西方世界との交流関係も、後半期の段階で大きく変容しており、次第にインダス文明社会が西方との交流ネットワークの中で求心力を失っていく状況を見てとることができる。

こうした内外で起こる諸々の変化がインダス文明社会を支えた地域統合の仕組みを解体させ、最終的に都市社会の衰退を引き起こした可能性がある。その衰退とともに、東方地域（ガッガル、ガンガー、グジャラート、インド半島北西部）において遺跡数が増加する傾向が認められ、大規模な人口移動が生じていたようである。この人口移動に伴って東方地域の開発が進み、地域社会の中心が移転していくことになる。前2千年紀後半にはガンガー地方が地域社会の中心と化し、地域内の交流ネットワークを強化しながら、最終的に前1千年紀中葉に都市社会を生み出すことになる。その過程においては、東方地域が核となったことによって、生業パターンの変化も含めて、インダス地域のそれとは異なる文化伝統が形成されていく。

一方、前2千年紀には、南インドでも社会変化が顕在化する。特に前2千年紀後半には、北インドとの交流関係を巻き込みながら、新たな地域社会の形成へと動いていくことになる。

実態の解明には多くの研究課題があるが、前2千年紀にはインダス文明社会の衰退・解体によって、北インドのみならず南インドにも及んで、それまでの各地の地域社会が流動化し、新たな地域社会の形成へと向かう様子を窺うことができる。前2千年紀の南アジアにおける社会変動を明らかにするためには、各地の地域社会を相互連関的に検討していくことが不可欠である。

9. ガンダーラ地方チャナカ・デリー遺跡の検討

内記 理

京都大学が1959年に「イラン・アフガニスタン・パキスタン学術調査隊」を組織して現地渡航した際、最初に発掘調査地として選択した遺跡は、チャナカ・デリー遺跡であった。しかし、この記念すべき最初の発掘地は当初の予想とは異なり、仏教寺院遺跡ではないことが、発掘調査の進展とともに明らかになった。その後、注目すべき仏教寺院遺跡が調査されたため、チャナカ・デリー遺跡の発掘調査報告書は未だに刊行されていない。しかし、西北インドにおける仏教寺院遺跡の調査研究に限界が見え始めた現在においては、このような「非」仏教寺院遺跡こそ、分析対象としての大きな魅力をもつ。そこで、本発表では、チャナカ・デリー遺跡をとりあげ、検討をおこなった。

チャナカ・デリー遺跡の中央丘では上下2層に建物が存在した。下層では2棟の巨大建築物が検出された。列柱の間をもつ建物と、水槽と考えられる大きな広場をもつ建物である。これらの建物は深い基礎の上に立ち、堅固な壁をもつ。西北の丘で検出された平面形が正方形の建物も、この建物群と同じ時代のものである。これらの下層の建物からは宗教に関係する遺物が出土しなかった。そのため、これらの建物は、世俗の権力者の住居として、あるいは別邸として用いられていたものと考えられる。建物の建立時期を出土土器から検討したところ、紀元後1世紀後半以前にはこれらの建物が建立されていたことが判明した。これらの建物は、インド・パルティア王国が西北インドを支配していた西暦紀元後1世紀前半か、あるいは、クシャーン朝が支配をはじめた1世紀半ば頃に建立されたと考えられる。

これらの巨大建築物は、ある時期に崩落した。その原因は、大きな地震であったと考えられる。出土した土器や貨幣の検討から、崩落の時期は紀元後2世紀末期から3世紀初頭頃であったことがわかる。この頃に西北インドを統治していたのは、クシャーン朝の第6代の王、ヴァースデーヴァ1世であった。

建物の崩落後、上層の時期には、チャナカ・デリーの丘にはより身分の低い人々が居住したようだ。上層の時期の遺構としては、幅1m余りの壁に囲まれた部屋がいくつかと、土器焼き窯やゴミ捨て穴が検出された。チャナカ・デリーの丘は、9世紀以後も住居として用いられたようだ。

10. ダレル渓谷本城 Raji-kot の伝説 Giyal 渓谷から Shego/Baro 渓谷への隠れ路 パキスタン北部地方
「法顕の道」現地調査 (2013 II) 土谷 選手

「法顕の道」現地調査報告は法顕伝・陀歴の「彌勒像のある仏教寺院」に関連してきたが、本発表はダレル渓谷の本城 Raji-kot の「伝承」についての現地調査報告である。

ダレル渓谷中央にある大城塞都市 Raji-kot (海拔 1,731m) は、その東麓を流れるダレル川より 152m 高く聳え、偉容を誇り、二段の台地の上段には城塞、下段にポロ競技場があり、「ポロ伝承」は、絶大な王権を誇る王の存在を示す。高さ八丈 (24m) の弥勒像 (法顕伝) 奉納の背後にあった強大な王権を示唆する伝承である。

伝承によると、ダレル王は残酷で重税を課し、王妃の兄弟をポロ競技に、「勝利で免税、敗北で命はない」と誘い、兄弟は善戦したが敗退、皆殺害された。悲嘆にくれた王妃は報復を誓い、ある男性と密通した。男は王を恐れ逃れ、カーブルの宮廷に仕えた。ある日、手の平のパイプの火種の熱さを忘れて物思いにふける男に、王は驚き、男から残忍な Raji-kot 王の話聞き出し同情し、人的、財的援助を約した。男は援軍とダレルに戻り、守備堅固な Raji-kot に「背後の隠れ路」から近づき、密かに連絡した王妃と共に、Raji-kot に通ずる水道管に毒を流し込んだ。王は死に、報復は成功した。この「背後からの隠れ路」を調査し、権力を揮ったダレル王の伝説を探った。

「背後の隠れ路」が西から Raji-kot を目指したとしたが、西の Giyal 渓谷の路は現在行く人もなく案内も得ず、東の Raji-kot 側から Giyal 渓谷に通ずる路を探索した。

Raji-kot 城塞西側の谷を跨いで水道橋の一部と、城塞内で散乱する水道管の欠片を発見した。水源は Bichai 川で Giyal 渓谷には連ならない。Koto 渓谷や Lanchore 渓谷は経路事情不明のため、Giyote でダレル川に合流する Shego 川渓谷を遡る。現在未使用だが、路も地名も残り、Dugao で、Baro 川と Biaolo 川が合流、Baro 峡谷の針葉樹林の山道を登った。Mussey や Paloli Nala に古い家畜用囲いが、Sat-usey (七つの泉) には豊かな泉があった。

Harchabali 渓谷を登る。Giyal 渓谷との境界、Harchabali 峠に曾ての見張塔の石材の山があった。Giyal 渓谷から Raji-kot への路は、4,754m の無名の高峰の裾をめぐる隠れ路の最前線 Harchabali 峠の難所を越える。伝説にある「ポロ競技場」「水道管」と「隠れ路」の存在が、本調査で確認された。

Raji-kot 伝説は「ダレル渓谷に強大な王権が存在し、大仏教寺院の建立にも深く関わっていたであろう」との推定を支持し、ダレル渓谷の歴史の一端を示唆するものと考えられる。

第3会場

1. シュメール語王讃歌における王と神々の関係：ウルナンム・シュルギ・イシュメダガン 安藤 五月

本発表では、ウル第三王朝時代からバビロン第一王朝時代までの約400年間にわたって作成された、シュメール語王讃歌を考察対象とする。扱うのは、ウル第三王朝初代の王ウルナンム、二代目の王シュルギ、そしてイシン王朝四代目の王イシュメダガンの讃歌である。ウルナンムは明確に王讃歌と呼べる作品を遺した最初の王であった。後継者であるシュルギは、先代が築いた王讃歌の理念を踏襲しながらも独自の「理想の王」像を追求する。量と質の両方に鑑みて、おそらくシュルギの時代がシュメール語王讃歌の全盛期であったといえよう。そして、イシュメダガンはウルの後継王朝であるイシンの支配者であり、王讃歌の中では自身を「ウルの王」と称している。シュルギ王讃歌との類似性がしばしば取り上げられ、ウル第三王朝の伝統を引き継ぐ形で讃歌を作成したという認識が一般的である。

王讃歌は、形式・長さ・コンテクストなどが非常に雑多であるため、時代ごとの特徴を指摘するのが非常に難しい。しかし、王と神々の「近親表現」(例:「王の父/母」,「○○神の子」)に着目すると、時代ごとの相違点(特にシュルギ王讃歌の特異性)が浮き彫りとなる。本発表では相違点があるという事実を前提として、

「近親関係」の変遷から読み取れる書き手の意図を示した。

王と神々の「近親表現」は一見すると些末な事象に見える。しかし、3人の王が特定の神と「近親関係」を結び、意図的に自身の讃歌で言及している背景は全く異なる。特にシュルギは、王と神々の「近親表現」を非常に重要視し、新たな「王と神々の世界」のイメージを作り上げた。しかし、シュルギの構築した「王と神々の世界」は、後の王たち（イシュメダガンも含む）に全く受け入れられることなく消滅してしまう。したがって、王と神の「近親表現」はシュルギ王讃歌の特異性を際立たせる要因のひとつであると言えよう。従来の研究では、シュルギの「母」や「兄弟」と称される神々が登場する場面に対して、個々に解釈を加えることはあれども、「近親表現」自体を問題にして作品全体を俯瞰する試みはなされなかった。王讃歌の伝統は400年間続いてゆくが、シュルギ王讃歌とそれ以降の王讃歌の間で大きな断絶があることは疑いない。その事実がある以上、シュメール語王讃歌における王と神々の関係は、作品を解釈する上での視点としてもっと注目されるべきである。

2. 古バビロニア時代タバトゥム（テル・タバム）の書記教育

山田 重郎

2005-07年にシリア北東部ハッサケ県テル・タバムで行われた国士館大学の発掘調査（代表：沼本宏俊）において数十点の古バビロニア時代（前18世紀後半）の粘土板文書が出土した。これらの文書には、書記の教育課程において作成されたと考えられる3点の「学校文書」が含まれていた。本発表は、これら「学校文書」を分析し、当時のタバトゥム市（テル・タバム）における書記教育プログラムの特徴を考察する。

3点の文書の1つは、(1) 片面5欄の大型粘土板（Tab T05B-36）に記された種々の音節文字表記の練習である。そこは、3音節一組からなる音節表記パターン練習（いわゆる *tu-ta-ti*）、同じく3音節からなり *-tum*、*-rum* で終わる単語のリスト、アムル語人名のリスト、「シラバリー A」と呼ばれる音節文字リストからの引用が含まれる。2点目は、(2) 大麦の容量の度量衡換算表を記した片面3欄の大型粘土板（Tab T05B-37+Tab T05B-38）、3点目は(3)「Weidner 神名表」を記した粘土板断片（Tab T07-1）である。

初歩的音節文字リスト、人名リスト、「シラバリー A」、「Weidner 神名表」、「度量衡換算表」からなる学校文書の内容は、古バビロニア時代（前2千年紀前半）に下メソポタミアにおいて流布し、その後、前2千年紀後半にはシリアでも使用が確認できる初歩的書記教育の標準的教材とおおむね一致しており、下メソポタミアの学校教材が、前18世紀には上メソポタミア、シリアへと伝播し、次第に広域で受容されていったことを示唆している。

一方、これらの内容のうち、人名リストがアムル語人名で構成されている点などは、当時のタバトゥム周辺のローカルな現状を反映する特徴である。当時のタバトゥムは、ユーフラテス中流域の主要都市であるマリやテルカの政治的・文化的影響下に置かれていたことが知られていることから、書記教育においても、タバトゥムのカリキュラムは、ローカルな特徴も含め、これらの主要都市のそれと共通するものであったと推測される。

3. 「エサルハドン王位継承誓約文書」にみる編集作業とその意図

渡辺 和子

アッシリア王エサルハドンは、紀元前672年にアッシリアの全域と周辺の属国から要人を招集し、王位継承の定めについて誓約させ、「エサルハドン王位継承誓約文書」（Esarhaddon's Succession Oath Documents = ESOD）を手渡した。これまで知られていたニムルド版に加えて、2009年にテル・タイナト（トルコ）の神殿至聖所から ESOD のタイナト版が発見され、出版（写真、翻字、一部分の英訳、注釈）された（J. Lauinger, *JCS* 64, 2012）。これによって ESOD 本文は、最初に誓約内容が提示され、次に誓約違反となる場合が多くの条件節によって説明され、さらに帰結文として多様な呪いの言葉が付されていることが判明した（渡辺和子「「エサルハドン王位継承誓約文書」にみる生と死」東洋英和女学院大学死生学研究所編『死生学年報2015』リトン、2015年参照）。

ESOD 本文は基本的に新アッシリア語で書かれているが、バビロニア語も19%ほど用いられている。特に帰結文の最初（構成上は「帰結文①」の §§37-56: 414-493行と「帰結文②」の §§58b-62: 518-525行）に集められたバビロニアの伝統的な呪いの言葉、もしくはバビロニア形式（ある特定の神がその権能に見合った内容の災いを下すことを願う形式）の呪いの言葉に、バビロニア語が集中的に用いられている。その他の呪いの言葉はほぼ新アッシリア語であることから、アッカド語以外の呪いの言葉は、新アッシリア語に翻訳されて収録されたと考えられる。また様々な呪いの言葉はそれ以前からアッシリア宮廷の書記たちによって収集、翻訳、そして蓄積されていたはずである。

帰結文の最初にバビロニア形式の呪いの言葉が置かれていることは、ESOD の第1の目的が、バビロニア政権の傀儡化であったこと（K. Watanabe, *Orient* 49, 2014, 165 参照）と符号する。すなわち、バビロニア人が ESOD を尊重することがエサルハドンの最大の関心事であった。しかし同時に多様な文化的背景を持つ人々に対して ESOD の有効性を最大限に高める意図をもってアッシリア周辺世界の呪いの言葉も丹念に集められている。ニムルド版の出版（D. J. Wiseman, *Iraq* 20, 1958）以来論じられてきた「ヘブライ語聖書」の呪いの言葉との影響関係についても ESOD の構成、編集作業とその意図を検討した上で、再考する必要がある。

4. ヒッタイト王女と諸外国の王との結婚について：結婚に関する表現の分析

山本 孟

紀元前2千年紀後半のアナトリアに成立したヒッタイト王国は、従属する国々や周辺の諸大国の王室と婚姻関係を結ぶことで各国との関係強化をはかった。特に紀元前14世紀半ばから12世紀にかけての、いわゆる新王国時代に行われた王室間結婚については、これまでもいくつかの事例研究がある。しかし、そうした研究では、ヒッタイト王室の結婚に対する考え方そのものが外交的な王室間結婚にどのような影響を与えたのかという観点からは論じられていない。

本発表では、ヒッタイト語の *hamenk-*「婚約させる」・*handai-*「結婚する」・*DAM-anni da-*「～を妻に取る」・*DAM-anni pai-*「～を妻に与える」という4つの表現に着目し、それぞれの語用分析から、ヒッタイト社会および王室における結婚に対する認識と、王室間結婚という外交政策との関連性について考察した。

これらのヒッタイト語表現には、それぞれ異なる含意があるという点が指摘できる。動詞 *hamenk-* は、一般的にヒッタイト社会において、結婚は男女の両親によって決められるものであったことを示している。ただし、動詞 *handai-* は、王ハットゥシリ3世と王妃ブドゥヘパの結婚においては、彼らが両親ではなく神によって結びつけられたのだという説明に用いられていた。*DAM-anni da-*「～を妻に取る」は、王や男性王族が主体的に女性と結婚することを表しているが、同じ男性の視点からの表現である *DAM-anni pai-*「～を妻に与える」については、ヒッタイト王が王女を諸外国の支配者と結婚させる文脈に用いられていた。そこでは、神がハットゥシリとブドゥヘパを「結びつけた」ように、ヒッタイト王は神になり代わって王女と諸外国の支配者を結びつける存在として表現されていると想定できる。王室間結婚に関する言説の中でヒッタイト王は、王女を諸外国の支配者と結びつけ、嫁ぎ先の国の正妃にするという、神を代理する役割を示そうとしていたと考えられる。

本発表で扱った結婚に関する4つのヒッタイト語表現の用例は少なく、また特殊な歴史的な文脈で使用される例もあった。本発表で提示した王が自身と神との関係性を諸外国の支配者との関係性に応用したという仮説については、今後、各表現のさらなる精査に加え、結婚に関する言説の前後の文脈を理解し、実証していかなければならない。

5. キプロス島とクレタ島から亜ミケーネ期の年代を考える

土居 通正

ギリシア本土では青銅器時代最終段階の LH IIIc 後期（以下 IIIc 後期）が亜ミケーネ期を介して原幾何学文様期（以下 PG 期）に移行する。従って亜ミケーネ期の年代には IIIc 後期終了年代と PG 期開始年代が関わ

るが、かつては亜ミケーネ期—IIIC 後期並行論があり、亜ミケーネ期とPG 期の間には「移行期」が設定されている。「移行期」の土器の内容は研究者間で異なり、亜ミケーネ期本来の年代を論ずるにはその範囲を規定しなければならない。ここではこれを最初期原幾何学文様期と呼び、蔵骨器に胴部把手付アンフォラが使われ始めた時期とし、先行の亜ミケーネ期および後続の前期原幾何学文様期（以下 EPG 期）と区別した。レモス（Lemos 2002）は、EPG 期は前1000年頃、「移行期」は前1020年頃、そして亜ミケーネ期は前1070年頃始まるとするが、亜ミケーネ期に2世代、50年をあてる点は Furumark（1944）、Warren and Hankey（1989）、Coldstream（1996）と変わらない。因みに亜ミケーネ期に50年以上を、また反対に50年以下を推定する見解もある（Papadopoulos et al. 2011）。さてキプロス幾何学文様期の開始年代は見るところ今日確立しており、その年代、前1050年と比べると、通説に従えば EPG 期の開始は少なくとも35~50年遅れる（Snodgrass 1971 と Desborough 1972 は、本土 PG 期の開始を前1050年とし、亜ミケーネ期—IIIC 後期並行説をとって、亜ミケーネ期に50年以上をあてている）。この点を当時の土器に即して検証するため、本土のIIIC 後期から EPG 期に至る各時期の土器、キプロス幾何学文様期の白地彩文土器（WP）と先行の後期キプロス IIIB 期各段階の原白地彩文土器（PWP）、クレタ島亜ミノス期各段階の土器を比較した結果、EPG 期、後期キプロス IIIB 期 PWP 第3段階、亜ミノス期第3段階が並行する可能性が認められた。前1050年以前に最初期原幾何学文様期および EPG 期の土器が既に作られていたことになり、前1070年とされるIIIC 後期終了年代を引き上げ、同時に、あるいは最初期原幾何学文様期の開始を極力引き下げて考えたとしても、IIIC 後期に後続する亜ミケーネ期に50年を想定するのは難しく思われる。

6. 古代エジプトの幼児・小児埋葬について

和田 浩一郎

本発表は、古代エジプト・王朝時代の幼児・小児埋葬を構成する諸要素のうち、埋葬場所に焦点を絞り、その通時的な変化について検証をおこなったものである。

他の初期文明と同様に、古代エジプトにおける幼児・小児の死亡率はかなり高かったと推測されている。しかし墓地の調査データを参照すると、年少者の埋葬は成人よりもかなり少ない数しか報告されていない場合が多い。この傾向は礼拝堂を備えた大型墓や堅坑墓を主体とした墓地では特に顕著であり、幼児・小児の埋葬場所が意図的に成人と区別されていたことを示唆している。他方で集落域の調査では、エレファンティネ、アビュドス、ラフーンといった上エジプトの遺跡から幼児・小児の埋葬が検出されており、主たる埋葬場所が集落内であったという見方が広く受け入れられている。ただし新王国時代以降の状況を見ると、集落における幼児・小児埋葬が非常に限られた検出数になる一方で、墓地での年少者の増加が認められるという、先行する時代とは逆の傾向が認められる。その埋葬形態は、成人との混在と墓地の一角への集中というふたつの傾向を示しており、後者については成人との分離が引き続き意識されていた可能性を示している。

新王国時代におけるこのような変化が何に起因するのかを明らかにするため、同時代の文字史料と図像資料に見られる子供の描写に、先行する時代のそれと異なる傾向が認められるか確認した。「アニの教訓」などの教訓文学では、書記学校の生徒を例に年少者の未熟さが表現されており、その見方に先行する時代との違いは認められない。図像資料ではアマルナ時代を境に、子供を子供らしく表現する事例が認められるようになり、大人の縮小版として子供を表現する伝統的な手法からの変化を示している。ただ大人との違いを強調しているという点は、墓地における成人埋葬との混在という状況を説明するものとは言い難い。

文字史料や図像資料に幼児・小児の埋葬場所の変化と明瞭に結びつく要因が見出せなかったため、外的要因を検討した。新王国時代と平行期にある、後期青銅器時代の南レヴァントにおける埋葬資料を参照すると、集落内埋葬が急激に減少している状況を全域で認めることができる。そこで新王国時代における変化は、東地中海地域全体の動向に連動して生じたものである可能性を示した。

7. 古代エジプトの祠堂および祠堂型家具におけるモジュールの使用について

安岡 義文

古代西洋文明における格式高い建築の設計においては、「モジュール・システム」と呼ばれる、特定の建築部位を基本単位（=1）として他の部材寸法をその倍数や分数で規定する比例体系を用いた技法の存在が、紀元前1世紀ごろにマルクス・ウィトルウィウス・ボッリオによって書かれた『建築十書』によって知られている。さらにウィトルウィウスは本書においてギリシア人建築家などの事例を挙げたり、他の建築書の存在を示唆しており、モジュール・システムを用いた設計技法がローマ以外のより古い時代の文明に起源をもつことが示唆されている。ローマ建築の基礎となった古代ギリシア建築においてモジュール・システムが存在していたことは想像に難くないが、古代ギリシアの石像建築の発生に決定的な影響を与えたのは古代エジプト文明であり、比例を用いた設計技法がエジプトにすでに存在していた可能性がある。

古代エジプト文明の設計史料に目を向けると、パピルスに描かれた設計図や建築模型などが発見されており、これらの設計資料は古代エジプト建築の設計技法を理解する上で重要な手がかりを握っている。本発表ではこのうち、発表者が調査したロンドン大学付属ビトリ博物館所蔵の2種類の祠堂の立面図をまず紹介し、グレコ・ローマ時代に年代づけられるこれらのパピルスから古代エジプト人の祠堂の設計技法を抽出した。この分析の結果として、柱の太さを基準として、祠堂全体の高さと幅がその整数倍となるように計画するモジュール・システムの存在を明らかにした。

この分析結果を元にして、次に祠堂の描画例や祠堂型家具やそれらの描画例などの内、残存状況が良く、かつ精度が高い事例を厳選して、祠堂立面図から抽出されたモジュール・システム設計技法がどこまで適用できるか、またどの時代まで遡ることができるかを検討した。最後にウィトルウィウスが『建築十書』において西洋古典建築の設計に用いているモジュール・システムの技法の中で、祠堂と形状が似ている戸口の設計例を比較検討し、エジプトとローマの設計技法の共通点・相違点について検討した。

本研究によって、古代エジプト建築の設計技法の様相の一端を明らかにすることで、今後、当該分野における研究が進み、ピラミッド、オペリスク、神殿複合施設などの設計技法の解明につながる契機となることを期待する。

8. 地中海におけるフェニキア人の活動：アシュテルテ崇拝を中心に

佐藤 育子

本発表では、まず、最近のフェニキア・カルタゴ研究における学会動向を紹介した上で、問題の所在を提示した。次に、2015年3月にマルタ島およびゴゾ島とキプロス島で行った現地踏査の成果を踏まえて、地中海の西（中央）と東に位置する両者の地域性をも考慮しつつ、フェニキア人の海外発展を宗教の伝播（アシュタルテ崇拝）と関連づけて検討した。

マルタ諸島は鉱物などの鉱産資源は産出しないものの良質な石灰岩に恵まれ、そこでは巨石神殿時代にさかのぼる母神信仰が存在したことが、残された石像などから確認できる。島南部のマルサシュロック湾に近いタス・シルジの聖域では、前8世紀頃、フェニキア人の入植とともにアシュタルテ信仰が興隆した。前5世紀から前2世紀に年代づけられる陶器片に記された文字史料には、断片的ではあるがアシュタルテの名前が認められる。

一方、キプロス島はフェニキア本土に最も近く、必然的にフェニキア人の入植が容易であったと想定される場所にある。豊かな鉱物資源（銅・鉛）に恵まれ、前9世紀の半ばと考えられるキティオンの建設（再建）は、西方へと向かうフェニキア人の交易ルートの最初の都市建設となった。キプロス島ではアマトゥスやパフォスの事例からも推測されるように、青銅器時代からの在地の地母神信仰が存在し、特にキティオンでは、銅の精錬施設と関連づけられた女神崇拝の痕跡が認められる。発表ではキティオンの二つの聖域、青銅器時代から鉄器時代にかけてのカタリ地区と鉄器時代以降のバンブーラ地区の二つの聖域を取り上げた。カタリ地区における前9世紀の半ばとされるアシュタルテの神殿の建設およびバンブーラ地区出土のアシュタルテ神殿に関する

碑文など、各々がフェニキア人の入植とどのように関わったか具体的事例を示した。

以上総括すると、マルタもキプロスも古くから在地の地母神信仰が非常に盛んであり、以前から存在したこのような女神崇拜がフェニキア人の到来とともに、アシュタルテ信仰へと変容していったと考えられる。一方、地理的にはカルタゴに最も近くその勢力範囲に入っていたマルタで、依然としてアシュタルテへの信仰が根強く続いていた事実から、アシュタルテとポエニ世界で崇拜されたタニトの相違点はどこに認められるのかという点についても、さらなる今後の課題としたい。

9. 後期プトレマイオス朝下の南部エジプトにおける軍隊と宗教：王朝祭祀組合「バシルスタイ」の動向を中心に 波部 雄一郎

プトレマイオス朝史において、これまで東地中海沿岸部を支配した紀元前3世紀が最盛期とされる一方で、紀元前2世紀以降は地中海領土の縮小や王家の内紛の連続により衰退の時期とみなされてきた。この衰退の時期において指摘されてきたのが、マケドニア系王朝の「エジプト化」や、エジプト神官団への接近である。このような現象はエジプト人を登用することで王権の再構築を目的として試みられた政策の結果と考えられる。しかし、王権のエジプト化が在地社会にどのような影響を与えたのかについては検討の余地がある。本報告では、エジプト南部のテーバイ地方からエレファンティネ地方における軍隊を考察し、紀元前2世紀の南部エジプトの地域社会における王権支配とギリシア文化とエジプト文化の相互受容の実態の解明を試みた。

南部エジプト地方は紀元前3世紀末に勃発した大反乱によって約20年間プトレマイオス朝の支配から独立した状態となった。王朝は反乱鎮圧後に軍隊をエレファンティネ、フィラエ、エドフなどの主要な土着神殿に駐留させ、支配の再確立をはかった。南部駐留軍については、同地域から出土したギリシア語碑文から動向の解明が試みられているが、そのなかでも王への奉獻や王朝祭祀に関するものが数多く確認されている。このような王朝祭祀はバシルスタイという兵士たちのアソシエーションによって行われていた。

本報告ではバシルスタイによるプトレマイオス8世のための奉獻碑文（OGIS I. 130）を考察の対象とした。奉獻に参加したバシルスタイのなかには、エジプト人やギリシア語名を持つエジプト人が含まれており、彼らの分析を通して南部においてエジプト人の軍隊への登用が進んでいたことを指摘した。また、バシルスタイに関連するパピルス史料を考察し、バシルスタイが紛争の調停など、地域社会において一定の影響力を保持していたことを指摘した。それによって、バシルスタイを通して、プトレマイオス朝の南部支配が確立された結論づけた。

また、同碑文において、バシルスタイの兵士たちはギリシアの神々とエジプトの神々を6組ずつペアとし、王とともに奉獻を行っている。ここに挙げられるエジプトの神々がエレファンティネ地域で信仰された地方神であることに着目し、バシルスタイたちの宗教活動が局地的なシンクレティズムを示すものとして指摘した。

10. 地中海東岸のローマ属州におけるテューケー信仰 江添 誠

ギリシア語でテューケーは「運」を意味し、その名を持つ女神もまた運命を司る神とされ、ローマ神話ではフォルトゥナと呼ばれていた。ヘシオドスの『神統記』ではティティスとオケアノスの三千の娘たちの一人とされているが、ゼウスの娘とするものもあり、その出自は定かでない。

前4世紀頃からアテネでは幸運を祈念した碑文にテューケーの名が記されるようになり、テューケーを信仰していたことが確認されている。擬人化された最初のテューケーの姿について、パウサニアスは『ギリシア案内記』の中で前6世紀のスマルナの彫刻家ブーパロスの制作したテューケー像が、豊穡の角を持ち、ポロスと呼ばれる城壁冠を被った姿であったと述べている。

コインにテューケー像が刻まれるようになるのは前4世紀半ばのことで、サラミスで造幣されたコインには城壁冠を被った頭像が右向きで刻まれている。ヘレニズム世界の拡大とともにエーゲ海沿岸や地中海東岸地域で

もテューケー像を刻んだコインが造幣され、後2世紀にはローマ帝国東方属州の150を超える都市でコインにその像が描かれている。アントニヌス朝期の属州シリア・パレスティナおよびアラビアでは、ゼウス像を刻む都市が17都市であるのに対し、42もの都市でテューケー像がコインに刻まれている。オリンポス12神以外のギリシア神として最も多くコインに刻まれている女神でもある。

東地中海世界では城壁冠を被る女神としてテューケーの他にも、小アジアのキュベレ、北シリアのアタルガティスが知られており、「豊穰」という共通点で、これらの神々との習合が信仰の拡大の一つと考えられているが、首都ローマで造幣されたコインにはテューケーにあたるフォルトゥナとキュベレにあたるマグナ・マテルが同時期に別の図像で描かれており、二つの女神が習合していたと考えるには議論の余地が多い。

トランス・ヨルダン地域でもローマによって造幣権の付与された都市の多くで前1世紀中頃から後1世紀後半までテューケーに関連する図像がコインに刻まれているが、テューケーを祀った神殿については確認されていない。考古学調査で出土地点が確認されているテューケー像を見ると、商店や一般住居、劇場などで検出されており、都市の主神としてではなく、生活に根差した神として、都市の守護や戦争の勝利、諸生活における幸運を祈願していたのではないかと考えられる。

第4会場

1. 古代エジプト国家形成期における食糧生産の専門化

馬場 匡浩

古代エジプトにおける国家形成期は、紀元前4千年紀の先王朝時代にあたる。この時代で最大規模を誇り、中心的存在であったのがヒエラコンポリス遺跡である。当遺跡では墓制における格差と社会の身分差が明瞭に見られ、エリートが台頭する階層化社会が展開していた。エリートの墓地は主集落から2kmほど離れた涸れ谷内に営まれたが、その対岸に位置するHK11Cで近年、食品加工と考えられる生産遺構が複数発見された。その1つがSquare C3-4で検出された9×7m規模の日乾レンガ造の大型家屋であり、内部から家畜動物と魚を中心とする動物遺存体が大量に出土した。ウィム・ヴァン・ニール博士（ベルギー王立自然史博物館）による分析の結果、判別できた動物の総個体数は917点にのぼる。この遺構では、その規模や遺存体の出土量からしても、専門性の高い大規模な生産活動が行われていたことが想定される。そこで本研究では、Square C3-4における専門度について考察を試みた。視点は、利用動物の偏向・特化である。動物遺存体の分析では、魚ではナイルパーチが77%、肉ではウシが60%を占めることが判明した。この2つに偏る傾向をさらに検討するため、他遺跡との比較を行った。結果、同時代の一般的集落では、魚ではナマズが圧倒的に多いもののナイルパーチやコイなど他の魚種も存在する。肉（家畜）ではヤギ・ヒツジが50%以上を占めウシとブタがそれに続く。つまりSquare C3-4は極めて特殊であり、ナイルパーチとウシに特化したものといえる。さらに、骨の部位の出土頻度にも偏りがあることが判明した。ウシもナイルパーチも頭骨が圧倒的に多いが、胴部の骨は極めて少ない。最も肉の付いた胴部が少ないことはつまり、大型家屋はこれら動物を食す場ではなく、加工するための施設であったと考えられる。家屋内に炉址が多いことを勘案すると、火を使った調理（燻製）の施設であった可能性が高い。このように、原料の固定と加工作業に特化した大型家屋での活動は、集約的で比較的専門度の高い生産形態が想起される。それは、エリート墓地に隣接する立地状況からも彼らに従属した専門生産であり、こうした食品加工の専門化は国家形成に向かう複雑化社会の産物と考えられる。

2. エジプト・アラブ共和国ヒエラコンポリス遺跡の集落における穀物加熱調理施設

高宮 いづみ

エジプト南部ナイル河西岸に位置するヒエラコンポリス遺跡は、先王朝時代の集落と墓地を含む大型遺跡であり、当時の王国の首都と考えられている。そして、同遺跡の集落域では、今日までに複数の穀物を加熱調理するための施設が発掘調査によって検出されている。

発表者は2003年からヒエラコンポリス遺跡のHK11C地区 Operation A およびHK24B地区の2カ所におい

て大型穀物加熱調理施設の発掘調査を実施し、この調理施設の実態を明らかにすることを試みてきた。前者はかつて土器焼成窯と推測されていた遺構である。両地区で検出された加熱調理施設およびヒエラコンポリス遺跡の他地区で発掘された類似の加熱調理施設は、いずれも直径70～80cmの大甕を粘土と土器片で厚く覆い、それを複数個並べて甕の内容物を加熱するようになっていた。ただし、施設全体の形態・規模・使用建材等にはヴァリエーションが認められた。特に発表者が発掘した2つの施設のうち、HK11C地区Operation Aの施設には頂部が楔形を呈する棒状粘土製建材が用いられ、HK24B地区の施設にはそれが用いられていない点は顕著な違いであった。放射性炭素年代測定の結果、少なくともこの両者に関しては、棒状建材を用いた施設の方が新しいことが明らかになっている。

上記のような発掘調査によって得られた加熱調理施設に関する知見を踏まえると、ヒエラコンポリス遺跡集落内における穀物加熱調理施設の分布は地表面観察によってどのように捉えることができるのであろうか。発表者らは2008年と2015年に改めて集落域における大規模穀物調理の実態解明を試みた。その結果、沖積低地に近い集落域の西部では9カ所の、中部と東部では4カ所の加熱調理施設の存在を推測することができた。また、棒状建材使用の有無によって、分布の違いは認められなかった。これらおよびその他の観察結果から、ヒエラコンポリスの集落域において、ナカダⅡ期の早い段階に集落域の広い範囲で穀物の加熱調理が実施されていたことが明らかになった。

本発表に関連する現地調査は、科学研究費補助金(平成21～25年度)の助成を得て行われた。また、ヒエラコンポリス遺跡発掘調査についてはレネ・フリードマン博士にご許可とご協力を頂き、白井則行氏および遠藤仁氏にご協力を頂きました。記して御礼いたします。

3. エジプト原・初期王朝時代における石製容器副葬の階層規範

竹野内 恵太

エジプト初期王朝時代に、国土全域を統治する王の擁立は、社会基盤の拡充を促し、さらには工芸品生産の一律的な管理統括を実現させた。特に石製容器は大量生産化され、王族に抱えられた従属的な專業集団が初期国家の成立と歩を同じくして発達したとされる。石製容器の生産・供給面の変化は、專業化理論を参照した際に、初期国家成立時の社会をとりわけ説明しやすかった。ただし、なぜ石製容器が当該期に所望されたのかについて、需要面・消費面に関する議論は十分ではない。そこで本発表では、石製容器の副葬利用の実態やその社会的意味について分析・考察した。

アブ・ロアシュ遺跡を事例として分析したところ、第1王朝では、墓坑規模の増大にしたがって器種組成は多様化し、泥岩や玄武岩、閃緑岩、凝灰岩といった遠隔地産の石材の割合もまた著しく高くなる。墓坑規模150以上の大型墓では、特徴的な器種(亜種)が排他的に副葬されていた。墓坑規模が被葬者の富裕度を幾分示すのであれば、階層の上下によって器種・石材の選択が決定されていたと言える。比較としてサッカラ高官墓地の様相を見ると、豊富な亜種に加えて、他遺跡にはない器種が副葬される。つまり、第1王朝では、石製容器副葬に階層規範が設けられていた可能性が高い。石製容器の器種・石材構成は、少なくともメンフィス地域内で、階層秩序を示す媒体として扱われていたと言える。また、当該期には石材ごとに容器サイズの分化が生じる。供物リスト等の図像資料を参照すると、このサイズ分化が機能分化であったことがわかった。こうした階層規範の設定と機能分化の萌芽は、葬送儀礼において石製容器の運用に明確な意味づけが行われたことを示す。

続く第2王朝には、こうした階層規範は崩壊し、器種・石材組成はともにほぼ全墓で共通し、円筒形壺・無把手壺・鉢・供物台の特定4器種に収斂するようだ。これら特定器種は、古王国時代のモデル容器の組成と親和性が高い。モデル容器が疑似供物という性格であったことから、第2王朝の石製容器もまた、おそらく葬送用具の一セットとして定型化したと考えられる。分布範囲が広域化することから、この一セットが地方へ配布され、共通の葬送儀礼への広域的参入が意図された。このように第1・2王朝間で石製容器はその利用形態に

変化があったが、いずれにせよ初期国家社会において地域統合のための政治的媒体として認識されていたと言える。

4. ペリパウトの2つの家形の箱（ポローニャ市立考古学博物館蔵・KS 1970とダーラム大学東洋美術館蔵・EG 4572-N 1460）西本 直子・西本 真一

2000年と2006年に、ポローニャ市立考古学博物館（KS 1970）（以下ポローニャ1970）とダーラム大学東洋博物館（EG 4572-N 1460）（以下ダーラム1460）に収蔵される新王国時代、ペリパウトの2つの「家形の箱」の実測調査を行った。ペリパウトはその名から外国人と知られているが、墓はテーベにあったという以外の情報がない。称号もまた不明である。近年、KozloffとPiacentiniが別々に美術様式からアメンヘテプ3世時代と断定して話題になった。Kozloffはまたポローニャ1970の捧げ物のシーンの人物像の様式がアメンヘテプ2世時代であるとし、ポローニャ1970が先行して作られてダーラム1460はこれを写した可能性を指摘し、生命の木の様式からミタンニとの関連も示唆した。2つの箱について木工の見地からこれらの検証を試みた。家型の箱は貴重品を入れる収納として鍵に工夫がある。墓の壁画と共通する絵画が描かれる場合があるが、4面全てに景色が描かれ、捧げ物のシーンが2面も描かれる例は稀有である。妻面の「生命の木」は西アジアのモチーフとされるがエジプトでも時折見られ、植物を組み合わせた生命の木の様式から第18王朝時代後半とされてきた。隅に描かれるナツメヤシも異国風である。

ポローニャ1970はピボット受けに異色の形態があり、一貫して「面」で形態を構成している。面で作られた家具の類例にBC 1600年のパレスティナ、エリコの椅子・寝台、また第11王朝時代、メクト・ラーの墓の模型がある。労作であるが、絵画に大きな修正痕が見られる。一方、ダーラム1460の木工は手慣れた作りである。箱中央に、閉めると二度と開かない副葬品としての鍵を有するが、今回はその脇に簡易ロックの痕跡が初めて見つかった。即ち、ダーラム1460は生前に使う目的で、将来副葬品とすることも考えて作られた箱であると考えられる。G. Killenの実測図には鍵の補修痕がなく、また接合線やダボ位置などに訂正点がある。ペリパウトはPiacentiniの指摘通りに直接制作に関わった人物と考えられる。2つの箱の製作時間のズレは判定できなかったが、ダーラム1970の絵画は副葬の際に描かれたので、箱の製作時から更に時間を経て行われたと考えられる。

5. 古代エジプトの「コフィン・テキスト」におけるマアトの一側面肥後 時尚

古代エジプトに存在した抽象概念「マアト」は、宇宙の秩序を中心として、正義、公正さ、真実といった多様な意味を包含する特殊な概念である。この概念は、王の持つ神的属性として王権と強い結びつきを持つ一方で、しばしば神格化もなされ、様々な資料に現れている。

その重要性と特異性から、マアトは多くの研究者の関心の的となっており、19世紀末から現在にいたるまで、研究が継続されている。近年の研究では、マアトに関する資料やマアトの持つ側面を限定した手法が主流となっており、この概念の部分的な理解がなされつつある。しかしながら、その一方で、それら多くの側面を包括する広義でのマアトの説明は未だ不十分であり、この概念の全体像の理解が依然としてマアト研究の課題となっている。

このような研究史を踏まえ、更なるマアトの全体像の理解を目指して、本発表では、中王国時代の葬祭文書である「コフィン・テキスト」に注目した。主として故人の棺に描かれたこの呪文集のなかには、「マアト」の文字が多数確認されており、中王国時代におけるマアトの具体的な内容を示す貴重な資料となっている。また、この「コフィン・テキスト」は後の新王国時代の「死者の書」、古王国時代に遡る「ピラミッド・テキスト」との連続性を備える資料でもあり、これらの文字資料と併せて精察することで、古王国から新王国時代にかけての葬祭文書におけるマアトの全体像の説明が可能となると考えられる。

1,000種を超える呪文から成るこの「コフィン・テキスト」では、100を超える「マアト」の事例が確認され、それらのなかには「2柱のマアト」と呼ばれるマアトの特殊な表現事例も見られた。発表では、特にこの特殊な表現である「2柱のマアト」に注目し、マアトの一側面を検討した。

この「2柱のマアト」は、呪文のなかでこれまで注目されなかった側面を示していた。すなわちそれは、この神自体が死後の世界で死者に力を授けることや、冥界の神であるソカルの船を所有している点である。このような表現から、中王国時代のマアトが、一種の下界の神として力を備えた神と認識されていたことが考えられる。正義や真理の神としてのマアトのこのような性格は、これまで注目されてこなかった側面であるといえる。

6. エジプト・ダハシュール北遺跡第22次調査報告

吉村 作治・矢澤 健

発表者はエジプト・ダハシュール北遺跡での20年に渡る調査で、これまでにイバイ、パシェドゥ、タという人物の新王国時代のトゥーム・チャペルを発見し、各チャペル周辺地区に分布するシャフト墓、土壌墓の発掘を行ってきた。各地区は時期や出土遺物の様相が若干異なり、墓の位置関係や葬制の変遷をより幅広い視点から考察するために、各地区の間や新地点の調査を行うことが求められていた。

2015年4、5月に行われた第22次調査では、イバイとタの墓の間にある20m×20mの地区の発掘を行った。表層を除去した結果、南北9.1m、東西16.8mの日乾煉瓦による周壁が発見された。周壁は北側の列だけが無く平面がコの字状を呈しており、北側の列が失われてしまったのか、本来の形なのかは判別できなかった。周壁は幅約52cm、一番残存している箇所が3段だが、煉瓦の大きさに統一性がなく砂の上に空積みで築かれており、高い壁を意図したものではなかったと推測される。

周壁の中央付近から地下室を持つシャフトが発見された。シャフトは深さ5.6mで、東西に地下室を持つ。西側には約3m四方の部屋（A室）があり、その更に西に3m四方の部屋（B室）、A室の南に約2.5m四方の部屋（C室）がある。シャフトの東側は約3m四方の部屋（D室）のみの構造である。

地下室は盗掘によって攪乱されていたが、大量の木製シャブティとそのボックス、木棺片、木製カノボス壺とその櫃の断片が出土した。これらの多くは黒色で全面が覆われ、黄色の顔料で図像・碑文が表現されていた。土器を含めた遺物の年代は新王国時代第19王朝後半から第20王朝と推測される。黒色の背景に黄色で装飾が行われた木棺と副葬品の組み合わせは第16次調査でシャフト110から発見されており、第20王朝に属する。シャフト110や125の例は、木棺や埋葬のために作られた副葬品は黒色の下地に黄色の彩色で統一するという習慣がこの地域にあった可能性を示している。同時期のテーベにこうした例は見られず、当時のメンフィス地域の葬制に見られる独自性、およびテーベ中心地域との社会的な関係を探る上でシャフト125の調査成果は重要である。

なお本研究は、日本学術振興会科学研究費補助金・基盤研究（A）「葬制から見た古代エジプト文明の変化とその社会的背景に関する学際的研究」（研究代表者：吉村作治）を受けて行われた。

7. ネフェルネフェルウアテン王に関する再検討

河合 望

ネフェルネフェルウアテン王の人物比定に関しては研究者の間で見解の一致をみていない。1971年までネフェルネフェルウアテン王は、アクエンアテン王の共同統治者スメンカラー王であったとする説が通説であった。しかし、ジョン・ハリスが、ネフェルネフェルウアテン王は男性ではなく女性であり、アクエンアテン王の王妃ネフェルトイティが王として即位したと主張した。さらに、1988年にマルク・ガボルドが、ネフェルネフェルウアテン王の形容辞、Ax-n-Hy=sを「彼女の夫にとって有益なる者」と判読し、女王であることが確定した。ただし、人物比定については、アクエンアテン王の長女メリトアテンであったと主張している。

発表者は、以前博士論文にて、ネフェルネフェルウアテン王はメリトアテン王女であったとする説を支持し

たが、2014年にベレが、アクエンアテン王の治世第16年のグラフィットにネフェルトイティ王妃の記述があることを発表したことを受け、本発表ではネフェルネフェルウアテン王に関する資料の再検討を試みた。

アマルナ出土の資料に記されたネフェルネフェルウアテン王の名は男性形で記される場合と女性形で記される場合があり、アクエンアテン王の名前と並記される。一方で画像資料ではアクエンアテン王と一緒に、アクエンアテン王とアネクエスエンパアテン王女と共に女王として描かれる。また、ベルリンにあるアクエンアテン王とネフェルトイティ王妃を表したステラ (Berlin ÄGM 25574) には2つのアクエンアテン王のカルトゥーシュと1つのネフェルトイティ王妃のカルトゥーシュという3つのカルトゥーシュの構成が、途中1つのカルトゥーシュが付け加えられ、4つのカルトゥーシュという2人の王を表す画像に変化したことを指摘し、ネフェルトイティ王妃がネフェルネフェルウアテン王となった証拠となると指摘した。トゥットアंकアメン王墓出土遺物の中には、同じ規格のファイアンス製腕輪にアクエンアテン王とネフェルネフェルウアテン女王の名前がそれぞれ記されているものがあり (Carter no. 620 (41, 42)), アクエンアテン王とネフェルネフェルウアテン王の共同統治の証拠であると指摘した。また、トゥットアंकアメン王墓出土で現在エジンバラ博物館に所蔵されている金の飾りに記されたネフェルネフェルウアテン女王の即位名は、「アंकケペルラー・ヘカマアト」であることを指摘し、アクエンアテン王の死後単独統治者になった際の即位名であるとの見解を示した。

8. 「太陽神への連禱」：王墓のテキストと神殿のテキスト

菊地 敬夫

「太陽神への連禱」は、神殿と墓の事例では壁面に施されているが、そのテキストには「床に」施されているとの記載が見える。近年、これを「壁に」と読み換えた翻訳が H. Jenni によって提示された。そこで該当する語の綴り・語形を分析した結果、壁と関連する決定詞の記載がないこと、また壁下部を指す可能性のある「床」のニスバ形と見なすことも、それに特有な語尾の表記がないため困難であることがわかった。したがって、上述のような読み換えは成り立たないことを指摘した。さらに、呪文を唱える際に画像を「床に」描く行為は、ラムセス朝のハリス・マジカルパピルス (P. BM 10042 rto VI, 8f.) に、またプトレマイオス朝初期のブレンナー・リンドパピルス (P. BM 10188, 29, 15) には、アポフィスを倒す神殿祭祀のなかでアポフィスとファラオの敵の名前を「緑のマラカイトのペーストで床に」記すという記述がみられる。「太陽神への連禱」とともに、これらの例は、儀礼とかかわる画像や名前を床面に描くことで祭祀空間を設け、そこで呪文や礼拝の言葉を唱えるという儀礼の執り行い方が実践されていたことを示唆しよう。

次に、使用コンテキストの異なる「太陽神への連禱」のテキスト事例が、伝承過程においてどのような関係にあるのかを検証した。アビドスの神殿に記されたタイトルと大典礼の誦句1を、その他の事例とテキスト表記のレベルで比較した。その際、テキストの伝承の結果である可能性をもつ、テキスト事例の半数以下でのみ認められる特異な表記 (87項目) を抽出し、それらがどの程度の頻度で事例間で共有されているのかを数値化した。その結果、5~7件の特異な表記を共有する、表記の強い類似を示す事例グループと、3~4件の特異な表記を共有する、中程度の類似を示す事例グループを認定することができた。これを W. Schenkel が作成した「太陽神への連禱」の伝承における系統図と対照すると、以下のような2つの伝承系統が推測できた。系統1) ウセルアメン墓・トトメス3世ミイラ包布・アビドスのラムセス2世神殿・ラムセス4世王墓・ラムセス9世王墓；系統2) セティ2世王墓・シプタハ王墓。系統1) に関して、神殿における宗教文書の保管と伝承、ならびにオシリス信仰に基づいたアビドスの文化背景を考慮すると、アビドスの神殿に施された事例の原本が書き写され、ラムセス4世以降の王墓の事例の成立に影響を及ぼしているとの解釈を提示した。

9. エジプト、新王国時代のファイアンス製シャブティの製作について

南澤 武蔵

古代エジプト社会で墓に副葬品として納められた小像であるシャブティは、その時間的・空間的なつながりが明らかになっていない。この課題を研究するには、工人や工房を基にして時間的な変化や空間的な広がりを

追うことが必要である。しかし、工人や工房などシャブティの製作に着目した研究は限られている。その中で、ヌビア地方のアニバ遺跡から出土したファイアンス製シャブティ197体の分析は、成形に1人、装飾には3人の工人が携わっていたとし、少ない人数の手で多量のシャブティが製作されていた様相を示した。そこで、発表においては、ファイアンス製シャブティについて、別資料を用いて製作の様相の一端を明らかにすることを目的とした。

ファイアンス製シャブティは新王国時代第19王朝期に大量生産が行われるようになった。そのため、第19王朝期のシャブティに焦点を当てた。資料の分析にあたっては、実際にファイアンスでシャブティの成形と装飾に取り組み、工人や工房を考える上で3つの着目すべき点を得た。①背面の成形・整形、②統一的な装飾や特徴的な装飾の存在、③語句の選択や文字の組み合わせや文字の描き方の3つである。これらには工人ごとの技法や癖などによる違い、工人や工房の特徴が反映される。①～③の検討すべき点をもとに、第19王朝ラメセス2世の王子であったカエムワセトのファイアンス製シャブティ43体の分析を行った。

カエムワセトのシャブティは規格によってA群（高さ14.1～15.2cm）の6体とB群（9.8～11.2cm）の37体に分けることができた。A群とB群は規格だけではなく、両者は製品としての質が明らかに異なっていた。また、A群のシャブティでは6体中4体の白色系のシャブティをさらに①～③の観点から2つのグループに明確に分けることができた。一方、B群のシャブティでは背面の整形は2つの系統が見られたが、装飾は1つの工人グループが想定された。

カエムワセトのファイアンス製シャブティでは、明確にA群・B群の2つのグループがあり、そのグループ内でも2系統での製作が行われていた。このことは、墓づくりなどにおける職人組織の二項並立的な在り方と類似する。ファイアンス製シャブティの製作においても同様の二項並立的な構造が製作組織に用いられていたと今回の分析からは考えることができた。

第5会場

1. ミフラブにおけるランプ文様の変遷：西アジアからモルディブへ

深見 奈緒子

メッカの方角を指し示すミフラブのランプ文様は、西アジアに数多い。Nuhaは、中世の葬送建築とランプ文様のミフラブの関係性が顕著であると説く。発表者は時代と地域が結びついた作品群が多いことを指摘し、アーチ内の吊り下げ文様、ミフラブ以外のランプ文様、上記論文が取り上げていない事例から、西アジアのランプ文様に対する再考の必要性を説いた。さらに南アジアのランプ文様に関して、デリー、ベンガル、グジャラート、モルディブの実例を検討し、ランプ文様から、香炉、そして扉と鍵へと変容した可能性を指摘した。

デリーでは、13世紀初頭のスルタン・ガリー廟でアーチ内に吊り下げ文様が描かれる。14世紀初頭のジャマアット・ハーナ・モスクには、はっきりランプと認められる装飾があり、ミフラブのランプ文様がデリーに伝播したことは明らかである。

ベンガル地方の1370年建立のアディナ・モスクは、ランプ文様を各所に多用し、器形や吊り下げ方の表現も西アジアとは大きく異なる。

グジャラート地方では、14世紀末の地方イスラーム政権樹立以前に、キャンベでランプ文様のついた大理石ミフラブや墓石が造られ、インド洋周域へと運ばれていた。その際に、両脇に立つ灯籠と、中央のつり下げられた容器の構成が用いられた。15世紀のアフマド・シャー朝では、中央のメダイオンから吊り下げられたランプ文様と、ランプの周囲に雲形の文様が描かれる。ランプの形は14世紀のものとは変容し、ミフラブや墓石に使用されるだけでなく、装飾パターンとなる。発表者は、グジャラートのランプの器形と周囲の文様から、中央の容器を香炉、そして両脇に立つ灯籠を、インドに古くからある街灯の形を採用したと推察した。

モルディブ諸島マーレにも、キャンベから輸出されたランプ文様をもつ1322年のミフラブがある。モル

ディブ諸島、現存最古のモスクは17世紀中葉で、ミフラーブをもたないサンゴ石造モスクが多い。ミフラーブ自体の存在を否定していたわけではなく、キブラ側に小室を設けミフラーブ室と呼ぶ。礼拝室とミフラーブ室の間仕切りは、木製アーチ枠内にはめ込まれた引き戸である。このアーチ型内引き戸に、つり下げられた鍵が付加されたモチーフが、装飾パターンとなり、多用された。この扉と鍵のモチーフを、西アジアにおけるランプ文様に由来すると推察した。

2. サファヴィー朝期ラスター彩陶再考：ハンブルク美術工芸博物館所蔵ラスター彩陶製墓 (Acc. no. 1960. 64) 碑文の検討 神田 惟

2000年代以降、サファヴィー朝期の美術品に対する関心が高まりを見せている。陶製品もその例に洩れず、近年ではサファヴィー朝期の陶製品に関するモノグラフが2冊も出版されている。本発表で扱う陶製墓は、サファヴィー朝期の陶製品研究というコンテクストにおいては周縁的に扱われてきたタイプの美術品である。というのも、それらはこれまで、死者の没年という年記を有するが故、倣青花釉下彩、ラスター彩といった特定の技法によって製作された陶製容器の制作年代同定の基準としてのみ、考察対象とされてきたからである。

本研究で独自に着目するのは陶製墓の銘文の一部を成すペルシア語詩である。とくに、ハンブルク美術工芸博物館の所蔵する、A. H. 967/1560年の記年銘を有するラスター彩陶製墓 (Acc. no. 1960. 64) 銘文中のペルシア語詩を主な考察の対象とする。発表者は、同陶製墓銘文中に、ガズウィーン宮廷の庇護を受けたことで知られる詩人 Muḥtasham Kāshānī (A. H. 996/1588年没) が、おそらく面識のある故人のために特別に編んだ詩 (mādda tārikh) が組み込まれていることを見出した。ほぼ同一の詩は、Muḥtasham の死後、Taqī al-Dīn Ḥusaynī Kāshānī (A. H. 1016/1607-8年) によって編纂された Haft Dīvān-i Muḥtasham Kāshānī の第6章に収録されている。残存する陶製墓の碑文を検証する限り、A. H. 11/17世紀後半までは、墓碑に過去の著名な詩人による詩の特定の箇所を引用するケースの方が、被葬者故人のために特別に詩が編まれるケースと比べてはるかに多く、この陶製墓は、非常に特殊な作例であると言える。

Muḥtasham Kāshānī は、生涯をカーシャーンで過ごした詩人として知られる。カーシャーンが、イルハン朝期において領内唯一のラスター彩陶製品製作地であったということにかんしては既に立証されている。しかし、ティムール朝期以降において、ラスター彩陶製品が何処で製作されていたのか、という問題については、それを特定する史料に乏しく、未だに合意を見ない。Muḥtasham Kāshānī が交友関係にあった故人のために彼が特別に捧げた詩が記されているとすれば、同陶製墓がカーシャーンで製作されたと考えることに無理はない。すなわち、ハンブルク陶製墓銘文中のペルシア語詩は、これまで不明瞭であったサファヴィー朝期（とくに16世紀）におけるラスター彩陶器の製作地に関して新知見をもたらすものである。

3. マムルーク朝末期の政権運営：スルターン・カーイトバーイ治世期の政府要職に関する考察 手島 秀典

マムルーク朝末期のスルターン・カーイトバーイの治世期 (1468-96) は、支配者層であるマムルーク間の派閥闘争やオスマン朝をはじめとする外部勢力の台頭により、国家体制が動揺した時期であったとされている。しかし、この指摘は年代記製作者の評価によるところが多く、カーイトバーイ治世期の政権運営をおこなったアミールの実証的な研究は不足していた。

そこで本発表は、カーイトバーイ治世期の年代記史料である *Badā'i' al-Zuhūr fī Waqā'i' al-Duhūr* に叙述されたスルターン・カーイトバーイの治世期を調査し、政権運営の実態を考察した。

政権運営の実態を明らかにするため、マムルーク朝期における軍事・政治の最高位の階級である、百騎長就任者と失職者に関する調査および派閥の分析をおこなった。この結果、カーイトバーイ政権の百騎長就任者は、前スルターンのマムルークの高齢化に伴い、治世を経るにつれカーイトバーイ自らが組織した派閥出身者の割合が増加したことが判明した。これは、カーイトバーイ治世期において政権運営の担い手の世代交代が円滑に

進められてきたことを証明するものである。

以上の調査結果に加え、百騎長のみが就任資格を持つとされる8つの政府要職の就任者を調査し、実際に政権運営に携わったスルターンと、政府要職就任者の関係性に関する分析もおこなった。この結果、政府要職就任者は、治世期を通して前スルターンの派閥出身者の就任割合が多いことが判明した。政権を安定させるため、出身派閥にとらわれずベテランを起用したカーイトバーイの政治的意図が読み取れる。

また、カーイトバーイ治世期の開始から政府要職を任されていたヤシュバク・ミン・マフディーの戦死(1480-81)以降、政府要職の任命に2点の変化がみられた。1点目は、カーイトバーイ派閥出身者の政府要職就任割合が増加したこと。2点目は、単年度ごとに就任者が交代する政府要職である巡礼長に、アズダミル・タムサーフ・ミン・ヤルバーイというアミールが連続して就任していたことである。これは政権運営に何らかの変化が生じたためと考えられる。

ヤシュバク・ミン・マフディーの戦死後の政権運営の変化については、年代記史料から当時の国内情勢、および対外関係の記録を調査することで検討を加える予定である。

4. 14世紀後半の 맘ルーク朝同時代史料：イブン・ハビーブ著『トルコ人の王朝における連なる真珠』写本をめぐって 吉村 武典

本報告では、イブン・ハビーブ (Badr al-Dīn al-Ḥasan b. ʿUmar b. Ḥabīb al-Ḥalabī, 1310-77) の著した年代記『トルコ人の王朝における連なる真珠 *Durrat al-Aslāk fī Dawlat al-Atrāk* (*Durrat* と略)』の直筆稿本、後代に制作された写本、同著者のもう一つの年代記『マンスール王とその子孫における高貴なる事跡 *Tadhkirat al-Nabih fī Ayyām al-Manṣūr wa Banīh* (*Tadhkirat* と略)』との関係について論じた。

第一に *Durrat* の写本間の関係について、698 AH 年のスルターン・ナースィル・ムハンマドの第2回目の即位記事をサンプルとして、推敲版 (musawwada) とされるトプカプ宮殿博物館蔵 MS. Ahmad III 3011、および清書版 (mubayyada) とされるフランス国立図書館蔵 MS. Arabe 4680 の2つの自筆稿本、清書版を原本として作成された写本とされるフランス国立図書館蔵 MS. Arabe 1719、スレイマニエ・モスク附属図書館蔵 MS. Damad Ibrahim 911 を比較検討した。そして、推敲版から清書版に移された情報に加え、清書版には数倍の加筆が行われており、推敲が継続されている点や、MS. Damad Ibrahim 911 は、加筆箇所が一致しない箇所があるため清書版のみが原本ではなく、MS. Arabe 1719 など清書版以外の写本から参照が行われている点を明らかとした。

第二に、*Tadhkirat* および *Durrat* の2つの年代記の関係について、著者が公職として書記に就任した745-46 AH 年、公職から退く760-61 AH 年の記述内容の比較検討を行い、*Tadhkirat* では記事を発生した時系列に則して記しているが、*Durrat* ではそれらの記事を重要な出来事、人事関係、死亡録といった項目ごとに時系列に則さず重要な順に整理しており、全体として記事の掲載順が大きく異なること、また採用された記事およびその記述内容に加除だけではなく、不一致も多く認められることを示した。このことから、*Tadhkirat* が *Durrat* の推敲本／下書き (musawwada) であるという、両史料の校訂を行った M. M. アミン氏の仮説に対しては一定の留保が必要とした。

5. アラビア語古典文法における「警告 *tahdhīr*」の記述の変化 榮谷 温子

tahdhīr (警告) の記述の変化を例文に着目して追う。

スィーバワイヒは『アル＝キターブ』で、話者は警告のため *ʿĪyā-ka* (貴男を) と言いそれは「貴男を(離せ)」等の意とする。動詞は使用不可で *ʿĪyā-ya wa-sh-sharra* (私を(離す)、悪(から離れる)) や *ʿĪyā-ya wa-ʿan yaḥdhifa ʾaḥadu-kumu l-ʾarnaba* (私を、貴男達の一人がウサギを投げる) も動詞省略の例だ。*ʿĪyā-ka* を使わぬ *Raʿsa-hu wa-l-ḥāʾita* (彼の頭を、壁) 等もあり、*Māzi raʿsa-ka wa-s-saifa* (マーズィよ、貴男の頭を、剣)

の説明では *Ra'sa-ka wa-l-hā'īta* (貴男の頭を, 壁) が参照される。動名詞 2 回反復の警告もある。

アッ=ザマフシャリーは『アル=ムファッサル』でスィーバワイヒと同じ例を相当使う。彼は普通名詞反復の例も挙げた。特に *'akhā-ka 'akhā-ka* は「貴男の兄弟にくっつけ」の意で、後の文法家も多く用いる。

イブン・マーリクは『千行詩』でスィーバワイヒとアッ=ザマフシャリーの例文を 2 人称にした *'īyā-ka wa-sh-sharra* を示し、警告で 1 人称は稀、3 人称は更に稀と指摘。イブン・アキールもシャルフで、ウサギの例文の様な 1 人称の表現は例外的、1 人称は更に例外的とした。

イブン・マーリクが、話者は惹きつけられたものを言えると述べた箇所、イブン・アキールは *tahdhīr* と *'ighrā'* (仕向け) を区別、仕向けを、話者が讃えるものへ誰かを付着させる為の 2 人称の命令と説明、警告の一例だった *'akhā-ka 'akhā-ka* を仕向けに分類した。仕向けで *'īyā-* は使用不可。イブン・ヒシャームも『シャルフ・シュズール・ッ=ザハブ』で同じ例を仕向けとして示し、また仕向けの名詞が単独の例も挙げた。

例文を比較すると、イブン・アキールもスィーバワイヒとアッ=ザマフシャリーのウサギの例文を使いつつ、1 人称や 3 人称への警告は例外的とする。マーズィの例文はずっと使われるが、3 人称の *ra'sa-hu wa-l-hā'īta* はスィーバワイヒ以外使わない。アッ=ザマフシャリーの *'akhā-ka 'akhā-ka* をイブン・アキールは 2 人称への仕向けとして警告から明確に区別、イブン・ヒシャームもこれを受け継ぐ。

6. 初期近世ペルシア語における過去分詞の変遷

立町 健悟

初期近世ペルシア語は 8 世紀から 12 世紀にかけて用いられたペルシア語である。その言語特徴は現代のペルシア語と大きく異なり、寧ろ中世ペルシア語に近いと言われている。一方で、動詞体系に関しては中世ペルシア語から初期近世ペルシア語の間に多くの変化が生じた。本発表では、動詞体系に起きた変化のうち、過去分詞の変遷について、中世ペルシア語とバルティア語からなる中期西イラン語と初期近世ペルシア語、特に初期ユダヤペルシア語との比較を通じて考察した。

初期近世ペルシア語には過去分詞として二つの形式がある。一つは古代イラン語の過去分詞に由来する、過去語幹と同形の過去分詞 (PPI. *bōxt* 'saved') であり、もう一つはそれを *-aka で拡張した過去分詞 (PPII) である。後者は中期西イラン語では -ag、初期近世ペルシア語では -a で表される (*bōxtag* > *bōxta* 'saved')。中世ペルシア語では動詞の活用の際には多くの場合 PPI を基に作られ、PPII は形容詞や名詞としての用法が一般的であったが、初期近世ペルシア語の段階になると、動詞の完了時制や受動態、また複合動詞の一部として、頻繁に PPII が用いられるようになった。この用法は現代のペルシア語と近く、中世ペルシア語から初期近世ペルシア語にかけて、PPII がより動詞的に用いられるようになったとすることができる。本発表ではこの PPII の変遷について知るため、特に動詞前辞と PPII の位置関係と、PPII 動詞構文の他動化に注目した。

まず、中世ペルシア語では動詞前辞が助動詞の前に必ず置かれていたのに対し、初期近世ペルシア語では PPII の前に置かれるようになる (*pārōdag nē būd* > *na sāhista hast*) ことから、PPII の動詞パラダイムへの参入を示した。一方 PPI, II それぞれに基づく完了を比較すると、前者が他動で解釈されるのに対し、後者は受動の意味を持つことから、PPII が依然形容詞的性質を強く有していることが観察される。しかしながら *mōše nābya ku xwad be hišta būdand* 'the prophet Mose whom they had abandoned' のように PPII の完了であっても他動で解釈できる例を根拠に、PPII に基づく動詞構文が他動化し、現代語の用法に近づく萌芽がみられることを提示した。

7. 王政期エジプトにおけるイスラーム復興運動の組織化の考察

福永 浩一

本発表では、エジプトの立憲王政期においてイスラーム主義運動を代表する勢力であったムスリム同胞団が作成した組織の内部規定に注目し、それが制定された背景、構成や各条文の内容紹介を通じて、当時の同胞団の理念と組織化、問題点に関する考察を試みた。同胞団の内部規定は 45 年に制定され、51 年に補足、改訂が行

われた。

従来の研究においてイスラーム主義の先駆的な組織と評されるエジプトの同胞団の、初期の組織構造や運営、実践的活動を分析する上で内部規定は重要性を持つと指摘されてきた。本発表では45年版と51年版それぞれの基本的枠組みと特徴を概観し、これまで注目されてこなかった両者の相違点や、この期間に組織内部で生じた変化が規定の構成に及ぼした影響に焦点を当てた。また当時の同胞団内部の制度や活動の中で、その重要性にも関わらず規定の条文に詳述されなかったものが存在することを指摘し、規定と組織の内包した課題の一端を明らかにした。

同胞団が45年に内部規定を制定した時期は勢力拡大の全盛期にあたり、活動の多様化に伴う指導部の運営体制の整備が必要とされていた。45年の規定は冒頭で組織の包括的な理念が掲げられ、次いで同胞団指導部の権限や指導局メンバーの選出資格等が詳細に定められた。また総導師（最高指導者）に関する条文が多数にわたっており、初代総導師であったハサン・バンナーの影響力の大きさを指摘できる。一方で実際の同胞団の指導部では政治、武装闘争路線を巡る内部対立が顕在化し始め、ほどなく組織の非合法化、バンナーの暗殺という事態を生じた。

51年に改訂された内部規定はバンナー死後の混乱収束と非合法組織のイメージからの脱却の模索の最中に定められ、45年版から構成が大幅に変化した。51年版においては総導師に関する条文が減少する傍ら、地方部局の役割や、組織の目標を实践する各部門の存在と役割が詳述され、組織構造自体の体系化と発展が窺われる。しかし指導部から事実上独立し、同胞団の活動に強い影響を及ぼした軍事部門や、組織活動の基盤となった細胞組織を扱う条文はほぼ存在しない。その事から当時の規定は同時代の制約を受け、組織の全体像を定義しきれないという問題を抱えていたといえる。今後は他の史料を用いたより多角的な視点からの内部規定の分析と、同胞団の組織化の検証を行う余地があると考えられる。

第6会場

1. オスマン帝国における奉公集団研究序説：バルカン半島のミュセッレムを中心に 岩本 佳子

本報告では、バルカン半島と西アナトリアの両方にまたがって居住しており、一部税の免税特権を対価に国家の命令に従って様々な奉公活動に従事していたミュセッレム（müsellem）という集団をとりあげた。ミュセッレムは、年代記等の記録によると王朝の草創期から存在していたとされ、複数の下部集団に分かれ、各種の奉公活動と村での耕作に従事していた。

本報告では、ミュセッレム各集団に属する成人男性の名前、人数、土地で生産された農作物に課せられる諸税の税目、税額といった詳細な情報を含むミュセッレム専用の租税台帳（tahrir defteri）を主に用いた。その中でも、先行研究ではあまり利用されてこなかったアンカラの地券・地籍簿総局文書館所蔵のミュセッレム台帳を用いて、以下のことを解明した。

ミュセッレムは、その集団全体がアヴァールズ税を含めた諸税の免税特権を保有しており、オスマン帝国において、軍政官、書記官僚、法官といった国家への奉公を対価に徴税権の割当や俸給を受け取る支配層（‘askerî）とも支配層へ税を支払う被支配層（re‘ayā）とも異なる独自の集団を構成していた。しかし、その集団の内部では、ミュセッレムという奉公活動の対価として徴税権を受け取る支配層に相当する集団と、ヤマクというミュセッレムへ税を支払う被支配層に類する身分に分かれていた。

また、ミュセッレムへ分配する知行地や知行地の税収を支える農民人口の不足により、西アナトリアではミュセッレム制度は1582年に廃止された。しかし、バルカン半島では、1582年以降もミュセッレムへの奉公活動への参加を命じた記録が確認でき、1650年に作成されたミュセッレム台帳が存在するなど、先行研究での見解に反して、バルカン半島ではミュセッレム制度は17世紀中頃に至るまで存続していた。ただし、17世紀中頃には、本来は支配層に類する集団として税を受け取っていたミュセッレムからも定額の税が徴収されるようになるな

ど、ミュセッレムは、奉公集団から徴税のための単位に変質していたことが判明した。

2. 17世紀末におけるオスマン軍の損耗率：給養台帳におけるアルバニア系軍事集団の記録から 今野 毅
本発表では、アルバニア系不正規軍団について、オスマン軍に占める規模・動員・編成の実態を明らかにした上で、死傷・逃亡などに由来する損耗率を提示した。

オスマン帝国は軍事遠征を継続的に行なっていたが、戦争はもちろん会戦についても参加人員と損耗について正確な数字を提示することは容易ではない。また、アルバニア系不正規軍団は17～18世紀に重要な役割を果たしたとされるが、規模・動員・編成などの実態は明らかではない。しかし、前線の兵員への糧食や給与の支給・軍需品の運搬・資金の調達などを記録する、現在イスタンブールの総理府オスマン古文書館に所蔵されている、Maliyeden müdevver 台帳分類の給養台帳群には、これらの問題を解明する手掛かりがある。

アルバニア系不正規軍団が史料に登場しはじめる1690年代に作成された給養台帳群を検討した結果、その員数は先行研究の推定をはるかに超えていたことが判明した。また、アルバニア系不正規軍団のオスマン軍に占める規模も提示できる。例えば、1692年のベオグラード周辺に到着した増援軍（総員19,415名～25,663名以上）のうち、アルバニア系不正規軍団はおよそ12,949名～17,423名以上（全体の66.6～67.8%以下）であった。

次に、動員の記述をみると、おそらくアルバニア系住民の居住していた地域を中心に世帯毎に兵員数が割当てられていたこと、部隊も行政単位毎に編成・派遣されていたことが確認できる。

さらに、史料から部隊の編制・配備の変遷も追うことができる。特に増援・分遣隊の派遣、そして逃亡について、明確な日付とともに記録されている点が興味深い。例えば、ベオグラード周辺のアルバニア系歩兵団における急激な増強と他地域への分遣隊の派遣に関する記録は、1691年のサランカメン戦大敗直後の対応を推測させる。また同時期、別のベオグラードのアルバニア系歩兵団では15%が逃亡し、しかもこの逃亡が発生した日の翌日にも逃亡兵が発生している。

損耗率は、例えば bölük とよばれる50人前後からなる48の小部隊では、増員がみられる3件を除き、0～36.4%と幅があり、さらにこの48の bölük から編成された3部隊の損耗率の平均は11.3%となる。これらの数字はオスマン軍の損耗率の一端を示すものであり、他の地域や時代の損耗率と比較する際に興味深い事例となろう。

3. オスマン朝末期からトルコ共和国初期における旋律学校の機能と意義 松本 奈穂子

1917年に設立された旋律学校は、オスマン朝末期からトルコ共和国への過渡期に多様かつ重要な活動を行った音楽学校である。戦時下、設立後1年で活動が滞るも1923年体制を刷新して様々な活動を展開し始める。1927年イスタンブール音楽院と改称、組織も改編が行われた。1944年さらにイスタンブール市立音楽院として改組、現在はイスタンブール大学附属の音楽院となっている。1923年からイスタンブール音楽院時代はトルコ古典音楽やトルコ民俗音楽の五線譜楽譜出版、音楽雑誌発行、演奏、録音、現地調査など重要な音楽活動を多々行っている。しかし教育面では1926年にトルコ古典音楽部門が閉鎖させられるという音楽政策の大きな転換に遭遇する。1930年代半ばにはトルコ古典音楽のラジオ放送も禁止される。時代の制約の中で同校はトルコ古典音楽の生命線を研究・楽譜出版や演奏面でつなぐとともに、トルコ民俗音楽の収集・出版や西洋音楽の教育・演奏にも力を入れた。

同校の重要な活動の一つは楽譜出版である。オスマン帝国では1826年の西洋音楽教育導入後19世紀後半に五線譜楽譜出版が始まった。同校ではラウフ・イェクター（1871-1935）、アフメト・ウルソイ（1869-1943）、イスマイル・ハック（1866-1927）ら第一線で活躍する音楽学者・作曲家らで構成される編纂委員会により楽曲の精査・譜面化が行われた。同校の名で出た楽譜集は①トルコ古典音楽作品を主体とする『旋律学校集成』の1～120号（イスタンブール音楽院に改組後『トルコ音楽の古典集』の名で文字改革後121～180号まで後続出版）、②1926年出版の『祖国の旋律集』（単体）、③『アナトリア民謡集』第1～7冊（1926-28、第8～13冊が1929年

に後続出版)の3点である。文字改革以降はメヴレヴィー典礼音楽集やイラーヒ集などの宗教関連譜も出ている。①では音律の整理や速度表示の導入、拍子表示の工夫など様々な試みが現れている他、文字譜や口伝なども反映させつつ編纂された。

同校の他の重要な出版物が『旋律学校雑誌(計7号, 1924-26)』である。同誌には前述のイェクターや音楽学者ラーグブラをはじめとする執筆陣により東西の著名な作曲家、音楽教育、民謡調査票、同校の演奏会記事、独立行進曲、西洋の音楽事情、盛んに議論された国民的音楽等様々なテーマが扱われ、当時の音楽観を知るうえで貴重な資料である。

本発表では激動の時期にこのように幅広い活動を見せた旋律学校の設立経緯と教育内容、上述の各種出版物の特性や演奏活動記録などから、同学校の機能と意義について検討する。

4. 「人種主義・トゥラン主義裁判事件」半年前のゼキ・ヴェリディ・トガン：未刊行論文「第二次世界大戦とトルコ性」(1943年)の検討

小野 亮介

本発表では、ゼキ・ヴェリディ・トガン(1890-1970)の活動・思想の転換点の一つとして「人種主義・トゥラン主義裁判事件」(1944-45)を挙げ、新聞連載用の原稿だったと推察される彼の未刊行論文「第二次世界大戦とトルコ性」(Ziyad Ebüzziya Evraki 3159, İSAM: 以下 ZE 3159)の内容およびその重層的背景を考察した。

当時トルコは中立を堅持していたが、ポリシェビズムを危険視する ZE 3159 は連合国側での参戦に反対し、力を蓄えてむしろドイツ側での参戦に備えるべきと主張する。またポリシェビズムの脅威に対し、トルコ性と世俗化したイスラムに立脚したイデオロギー強化を訴える。本発表では具体例として、トルコのイデオロギーを拒む非トルコ系マイノリティを軍や一部の大学の上層から排除すべきという彼の主張を紹介した。また ZE 3159 執筆(1943年11月15-21日)前後には、モスクワ会談、カイロ会談などでトルコの参戦が取りざたされるが、トガンは反ポリシェビズムの観点からチャーチルを批判している。加えて ZE 3159 の背景には、亡命者としての活動やドイツとの接点を見いだせる。例えばフォン・パーベン駐トルコ・ドイツ大使による本省宛極秘報告でもトゥラン主義結社の一員としてトガンの名が挙がっている。

ZE 3159 がトルコにおけるトルコ性を主題とした一方、ソ連支配下のトルコ系住民の独立を目指す「テュルキリ建国綱領」(ZE 3182)はその合わせ鏡として評価できる。直接の作成者はヌーリー・パシカその周辺である可能性が高いが、「テュルキリ」という国号や移民政策など多くの点でトガンの言説より影響を受けていることがわかる。

これらの背景には、彼が共和人民党・政府および軍の上層部と良好な関係を築いていたことを指摘できる。一方 ZE 3159 ではトガンらが復刊した『トルコ人の母国』誌の自主的廃刊を巡る経緯が語られており、掛けられた梯子が外される兆候として興味深い。またサバハッティン・アリー『我らが内なる悪魔』(1940)、フェリス・エルクマン『最大の脅威』(1942)などの、左派知識人による、トガンがドイツや日本の帝国主義の手先であるという批判も無視しえない。

こうした重層的要因を見出すことができる ZE 3159 および ZE 3182 はそれぞれ、ギョカルブが提唱した「オグズ主義」と、トガンが裁判で擁護した「テュルキリ主義(発表者による造語)」とに対応し具現化したものとして評価できるだろう。

企画セッション「18世紀中葉のオスマン帝国：首都イスタンブルからの展望」

(企画者：秋葉 淳，司会：小笠原 弘幸)

いわゆる「チューリップ時代」(1718-30年)と、「ニザーム・ジェディード」改革を推進したセリム三世(1789-1807年)の治世に挟まれた、1730年代～80年代のオスマン帝国史は、オスマン史研究において蓄積の少ない時期の一つである。たしかに、「衰退」論はもはや影をひそめ、地方有力者アーヤーン層や徴税請負制度

の研究が発展し、18世紀オスマン帝国の動態が明らかにされつつある。しかし、上記の5、60年間については、比較的豊富に残されている史料の活用という点から見ても、研究は未だ不十分であると言える。そこで本セッションでは、世紀初頭に宮廷が戻り、首都機能を集中させたイスタンブルに焦点を当て、権力と社会・文化に関わる問題について検討を加える。第1報告（高松）は、18世紀中葉のオスマン社会における「図書館建設ブーム」の先駆けとなったマフムト1世による図書館に着目し、そのコレクションの生成過程を解明するとともに、図書館の設立意図を読み解く。続く第2報告（守田）は、1730年騒乱以降に慣例となったと考えられる祝祭時の女性の外出禁止令や公衆浴場の利用規定を、マフムト1世時代の秩序維持政策の中に位置づけ論じる。第3報告（秋葉）では、法廷台帳に記録された遺産目録を史料として、18世紀中葉にイスタンブルに拠点を置き、各地に任命された裁判官の社会的な地位やバックグラウンドが検討される。これら一連の報告を通じて、18世紀中葉のオスマン帝国史研究に新しい視点や方法を導入することが、本セッションの狙いである。

5. マフムト1世による Ayaşofya 図書館の蔵書形成：歴史書を中心として

高松 洋一

18世紀中葉のマフムト1世（1730-54）期は、チューリップ時代と呼ばれたアフメト3世の治世（1703-30）に続いて首都イスタンブルのインフラ整備が進み、空前の図書館開設ブームが訪れた時代として知られている。マフムト1世自らが、イスタンブルに Ayaşofya（1740）、Fâtih（1742）、Ġalaţasarây（1754）の3つの図書館を設立した。

Ayaşofya 図書館旧蔵書のうち、19世紀末の目録刊行時に歴史書に分類された図書610冊に限れば、相対的にアラビア語、ペルシア語のスタンダードなイスラーム史の作品が多く、トルコ語作品が比較的少ないことがわかる。トルコ語史書では、ペチェヴィー史、ソラクザーデ史など定番のオスマン史年代記が存在しない一方、同時代に活版で刊行されたナイマー史、ラーシド史は複数所蔵されていることが注意を引く。Ayaşofya 図書館設立にあたり、マフムト1世は宮廷内にあった利用の少ない図書、端本、複本をワクフした可能性が指摘できる。

図書そのものに残る記録から、個々の出所（宮廷、没収された遺品、高官の寄付等）を知ることができる場合があるが、とりわけ注目すべきなのはワクフの登録作業を行なった両聖都ワクフ監察官（Evkâf-ı Haremeyn müfettişi）の署名・捺印である。上記610冊の図書では、Aḥmed Şeyḥ-zāde, Ni'metullāh, Muştafā Ṭāhir, Es-seyyid 'Alī Remzī の4名のワクフ登録者を確認できる。ワクフ文書や両聖都への送金に関する帳簿との対照により、Aḥmed Şeyḥ-zāde が登録した543冊が1740年図書館創立時にワクフされたオリジナルの蔵書であること、Ni'metullāh が登録した14冊が48年に追加されたこと、Muştafā Ṭāhir が登録した28冊は1837年に Ġalaţasarây 図書館から移管されたものであることなどが判明する。またこうした変遷は、当時利用されていた両図書館の蔵書目録の内容とも符合する。

このように、図書そのものに残されたワクフ登録時の署名・捺印に注目することで、図書館の蔵書がいかに形成されてきたかを知ることが可能となるのである。

6. マフムト1世時代イスタンブルの「公共空間」と女性

守田 まどか

本報告は、マフムト1世時代イスタンブル（1730-54年）の都市空間の社会的変容を、「公共空間」と女性に着目し考察した。18世紀は、公共空間の発展と同時に、そこでの都市市民の管理が強化された時代である。同世紀初頭の「チューリップ時代」（1718-30年）には、祝祭がより広く都市市民に開かれ、新たに建設された庭園は社会層を越えて人びとの娯楽の場となり、また女性の可視化が進んだと指摘されてきた。一方で、このような都市の発展と表裏一体をなした都市市民の生活の管理強化については、主に公共空間での女性の服装や行動に関する規制が目立され、そうした規制は18世紀後半以降に強化されたという見方が定着している。しかし、セリム3世時代（1789-1807年）の都市政策を扱った近年の研究が、18世紀末にはじまるシステムティックな都市

民の把握・管理の契機を1730年・1740年騒乱後の治安悪化に求めているように、マフムト1世時代は、18世紀における都市空間の社会的変容過程の重要な局面として注目に値する。

以上を踏まえ、本報告は、1730年騒乱後に慣習となったと考えられるイード期間中の女性の外出禁止と、同時期に顕在化した公衆浴場におけるムスリム女性・非ムスリム女性の混浴問題を、マフムト1世時代の秩序維持政策の中に位置づけて論じた。1730年・1740年騒乱後も相次ぐ放火や暴動による治安悪化の中で、マフムト1世時代において秩序維持への警戒の高まりが見られた。1730年騒乱後はじめて迎えたラマザン明けのイード期間中、女性の外出が禁じられ、以後、18世紀を通じて慣習となっていった。そもそも同時期、日常的にも女性たちの外出が制限される中で、正当な外出先として認められたのが公衆浴場であったため、女性の公衆浴場は重要な監視・管理対象となった。そこでの焦点はムスリム女性の貞節であり、入浴曜日を設定することでムスリム女性と非ムスリム女性の混浴が禁じられた。この2つの事象が示しているのは、18世紀初頭以降顕著になった女性の可視化や社会の流動化が続くなか、とくに1730年騒乱後、その管理・規制強化が秩序維持の根幹として重要になっていったということである。公共空間からの女性の排除や宗教間の接触の制限は、ひとたび曖昧になった社会的・宗教的「線引き」を明確にし、都市空間に表現することであったと言える。そしてそれは、オスマン朝君主の権威が社会秩序の安定への依存度を高めた18世紀の文脈の中で捉えられるだろう。

7. 18世紀オスマン帝国の裁判官のプロフィール：遺産目録を史料として 秋葉 淳

18世紀オスマン帝国のウラマーに関しては、特定のいくつかの家系出身者が高位官職をほぼ独占したことがよく知られているが、そうした特権階層の陰に隠れて、ウラマーの職階制を支えた多数の裁判官についての研究は少ない。しかし、裁判官の研究は、法廷・裁判官制度の仕組みを知るためだけでなく、中間のエリート層の拡大という、とりわけ18世紀に進行する現象を理解するためにも重要な意味をもつ。本報告では、イスタンブルを拠点として各地に派遣されていた裁判官に焦点を当て、法廷台帳に記録された遺産目録を史料として彼らの社会的位置や文化的バックグラウンドを検討した。

本報告で用いた史料は、イスタンブルのアスケリー層（支配層）の相続を管轄する法廷で作成された遺産目録であり、調査対象としたのは1778年から1782年にかけての17冊の台帳である。これらの台帳から、裁判官及び裁判官の職階を有する者の遺産目録95件が抽出された。まず明らかになるのは、遺産総額の多寡が職階制上の地位の上下にほぼ対応していることであり、大法官と「平」の裁判官との遺産総額の格差は顕著である。次に、裁判官の遺産目録を特徴づけるのは書物の保有であるが、蔵書数についても職階制上の地位の上下にほぼ対応していることがわかる。また、頻出する書物のタイトルからは、裁判官が日常的に参照していた実用的かつ標準的な法学書を知ることができ、また、彼らの実務家としての側面をよく表している。他方で、より広い文学的関心をもつ者もいたことも注目される。奴隷や不動産は高価な財産であり、社会的ステータスを示すものであるが、必ずしも件数は多くない。しかし、他の史料から裁判官が家族に加えて従者や奴隷とともに任地に移動していることがわかり、遺産目録からも大量の荷物を任地に運んでいたことが読み取れる。

最後に、遺産目録に見られる債権と負債を検討すると、代理判事職を得るために支払った前払金が払い戻されている例や、カザスケル（司法長官）の配下のムフズル（廷吏）や、サッラーフと呼ばれる金融業者に多額の債務を抱えた例を見出すことができる。裁判官とくに代理判事が官職を得、また生計や地位を維持するために、多額の支出を強いられていたことがうかがえる。このように、遺産目録を史料に用いることにより、裁判官のプロフィールを多角的に描き出すことができるのである。

ポスターセッション

1. ミシュナに見られる手水器についての一考察 牧野 久実

本研究では、古代パレスティナにおけるユダヤ人の生活全般を規定する口伝トーラー、ミシュナ（The

Hebrew University of Jerusalem, Kline 2005, Mechon Mamre 2002, いずれもオンライン版)において手の穢れを落とす際に使用されたとされる手水器がどのようなものだったかを考古資料から検討した。

ミシュナは手洗いの際に使用する容器について「たとえ糞製器、石製器、(焼いていない)土器からでも」良いとしている(清潔の巻 ヤダイム篇 1-2 三好(監)1997)。このうち、土器製の手水器を考古資料に見出そうとする試みはイスラエル南部のマサダ遺跡から出土したクラテル型の器に関するバル・ナタンの研究がある(Bar-Nathan, R. 2006)。だが、この容器はミシュナの手洗いに関する規定といくつかの点において矛盾する。まず、手洗いは手首から先を2度洗うことが必要とされ(同上 1-1)、手についた穢れた水を2回目の水で流し去らねばならない。つまり、1度目の水と2度目の水が混在してはならないということであり、同じ容器の水に2度手を入れて洗うということは禁じられる。手を洗うたびに水を捨てねばならないことを考えると器台に固定した容器は適当ではない。また、「1ログの水があれば重ね合わせた100組の手にも十分な量……手洗いの水は手と手の間を通りさえすればよく……」(同上 2-3)とあり、その手水は溜めた水を使用するのではなく流し去るという状態にあることが明確である。「また、自分の同僚(の両手に水を、自分の両手のひらを)窪ませて注いでではない」や、手水を注ぐことは「壺の栓からもいけない」(同上 1-2)といった記述は手水器の形が掌や壺の栓に類似していることを示している。

以上のことから、手水器はマサダの事例のような固定型の容器ではなく、片手で持てるような小型のものと想定される。今回はミシュナに見られる手洗器の定義を容量の単位でもあるログの意味も検討しながら考古資料とミシュナの記述を整理し、ヘレニズム時代～ローマ時代にパレスティナに一般的に見られる口縁部が内湾する小鉢がこれに相当する可能性について論じた。テル・アトリブからの出土例は現時点でこの仮説を裏付ける唯一の事例といえるが、今後同様の資料を探すとともに手水器の名称についても検討を続ける。なお、本研究は文部科学省科学研究費助成事業 基盤研究(A)研究課題名「ユダヤ・イスラーム宗教共同体の起源と特性に関する文明史的研究」(研究代表者:市川裕)の助成によって行った。

2. 関西大学国際文化財・文化研究センターの活動

吹田 浩

関西大学の「国際文化財・文化研究センター」は、2013年度に文部科学省私立大学戦略的研究基盤形成支援事業の採択を受けて活動している。主な研究対象は、古代エジプトの文化財の保全と活用の研究である。古王国第5王朝の最後の王の娘とされるイドゥート(紀元前2360年ごろ)の地下埋葬室の壁画の修復を中心として、古代エジプトの文化財を広く扱っている。アプローチは、エジプト学と文化財科学を核としつつ、理科系の研究と文系の研究を融合させ、「総合文化財学」を確立しようとしている。

エジプトでの研究活動は、2011年のアラブの春以降の不安定な政治・治安情勢の影響を受けて、必ずしも当初に予定したとおりに活動ができたわけではないが、現地との密接な交渉の中で成果を出している。

2012年度はほぼ予定通りの調査を実施したが、2013年度は7月にモルシ政権が軍部によって倒され、8月には同胞団を支持する勢力と治安部隊が衝突し、多くの犠牲者が出たため、現地での活動を断念した。代わりに、エジプトからインスペクターや修復技術者など実務者を招聘し、ワークショップの開催などによって現地情報の収集の強化をはかった。また、考古大臣を招聘し、現地機関とのネットワークを強化した。加えて、カイロ大学考古学部から、エジプト学者5名と修復科学者5名を招聘し、関西大学でセミナーを開催し、エジプト学と文化財保存科学を多角的に取り入れることを試みた。また、サッカラ村を中心に村人や行政官を招聘し、日本の遺跡活用との比較研究を行った。2013年度は、エジプト情勢の悪化のため、招聘を重点化し、次年度以降の体制を整えることになった。

2014年度は、同胞団支持者のみならずアンサー・ベイト・アル・マクディス(イスラーム国「シナイ州」)などと政府のあいだで多くの犠牲者が出ており、治安は安定していない。そのため、現地での夏期と冬期の活動は極短期間にならざるを得なかった。外務省の渡航情報では、エジプトは「十分注意してください」の段階

であり、現地調査は可能であるが、現実には様々な困難が伴う。国内では、エジプト学や文化財修復のセミナーやワークショップを開催し、各種の講演を充実させている。

2015年度も、エジプトの治安状況は回復するには遠く、現地調査には大きな制限がある。センターの活動の再編を考えざるを得ない状況になっている。センターが蓄積した技術を活かすために、バハレインにて調査を行った。

3. アク・ベシム遺跡（キルギス共和国）の出土植物遺存体

赤司 千恵・山内 和也

アク・ベシム遺跡はキルギス共和国の首都ビシュケクから東に45kmに位置し、シルクロードの天山北路を代表する都市として栄えた遺跡である。5世紀ごろにソグド人の入植によって居住が始まったと言われ、唐代には碎葉城（スィアープ）として文献に登場する。10世紀になると、中央アジア最初のイスラーム王朝であるカラ・ハン朝の首都がおかれた。シルクロード関連遺跡の一つとして、世界文化遺産にも登録されている。

2012年から、東京文化財研究所などにより、遺跡のシャフリスタン中心部の発掘調査が行われた。その結果、カラ・ハン朝時代（10世紀）の目抜き通りと、その周辺の住居群が検出された。本発表で報告するのは、この発掘区から出土した植物の種子や果実の分析結果である。植物の利用、とくに一般庶民の食文化などが文献に書かれることは少ない。そのため、炭化して残った植物の遺存体から、当時の食糧や燃料利用の復元を試みた。

採取したサンプルの一部しか分析が終わっていないが、一次的な結果としてカマドから採取した土壌から見つかった食用になる植物は、オオムギ、裸性コムギ、キビ亜科の種子および穂軸、ブドウ種子、サンザシ種子、ブラックベリー種子、レンズマメ種子であった。野生／雑草植物ではスズメノチャヒキ属、バーベナ属、シロザ属、アブラナ科、クローバー類などが含まれていた。時代は異なるが「大唐西域記」のなかに、スィアープ周辺はムギ、キビ、ブドウの栽培に適するという記述があり、10世紀になっても伝統的にこれらの植物が食べられてきたことが確かめられた。野生／雑草植物として挙げた植物のなかには、食用、薬用、香料、飼料用などとして意図的に使われた植物も含まれている可能性がある。

今後はこれらの結果を、城壁外の住居など他の地区の出土植物と比較することにより、中世の都市の暮らし、例えば主食がなんだったのか、食糧を自給自足していたのか、それとも購入していたのか、居住地区によって食事に違いがあるか、文献資料から分かる植物利用と照合できるか、などについて考察する予定である。